

第6次
福岡市子ども総合計画
(素案)

福岡市

目 次

第1章 計画総論

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
4 計画の対象	2
5 これまでの経過	3
(1)「第5次福岡市子ども総合計画」の振り返り	5
(2)国の動き等	7
6 計画の基本的な考え方	18
(1)基本理念	18
(2)基本的視点	19
(3)基本目標	20
(4)計画の進捗管理	21

第2章 計画各論

1 施策体系	22
2 基本目標ごとの施策の展開	23
目標1 子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり	
施策1 子どもの権利の尊重と意見表明支援	23
施策2 社会全体で子育てを応援する環境づくり	25
目標2 安心して生み育てられる環境づくり	
施策3 妊娠前からの支援と親子の心と体の健康づくり	27
施策4 幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応	29
施策5 相談支援体制と情報提供の充実	31
目標3 子ども・若者が自分らしく健やかに成長できる環境づくり	
施策6 子どもの様々な学び・体験機会の提供	33
施策7 子ども・若者が安心して過ごせる場づくり	35
施策8 悩みや問題を抱える子ども・若者の支援	37
目標4 一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり	
施策9 障がいのある子どもや発達が気になる子どもの支援	39
施策10 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	41
施策11 ひとり親家庭など様々な環境で育つ子どもの支援	43
施策12 子どもの貧困対策の推進	45

第1章 計画総論

1 計画策定の趣旨

- 福岡市では、2000(平成 12)年に「福岡市子ども総合計画」を策定して以降、子どもや子育て家庭のニーズ及び社会情勢の変化を踏まえながら、5年ごとに計画の改訂を行い、子ども施策を総合的・計画的に推進してきた。
- 「第5次福岡市子ども総合計画」の終期を 2024(令和6)年度末に迎える中、これまでの取組状況を踏まえつつ、核家族化や地域のつながりの希薄化、新型コロナウイルス感染症の影響等により、子育てに不安や負担を感じる保護者が増加していることや、共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化に伴い支援ニーズが増加・多様化していること、児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもりなど、子ども・若者が抱える悩み等が多様化・複雑化していることなど、現状と課題に適切に対応していく必要がある。
- また、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、すべての子どもの権利の尊重や子ども施策への当事者意見の反映等の対応が一層求められている。
- 加えて、全国的に少子化が進行する中で、子どもを持つことにかかる多様な価値観や考え方の尊重と少子化対策の両立が求められている。
- こうした社会環境の変化も踏まえ、2025(令和7)年度以降も効果的な施策を総合的・計画的に推進していくため、「第6次福岡市子ども総合計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

- この計画は、上位計画である「福岡市総合計画」に即し、子どもに関する分野の基本的な計画として、施策の総合的・計画的な推進を図る。
- この計画は、下記計画として位置付ける。
 - ・こども基本法第 10 条第2項に基づく「福岡市こども計画」
 - ・子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「福岡市子ども・子育て支援事業計画」
 - ・子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「福岡市子ども・若者計画」
 - ・次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援福岡市行動計画」
 - ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「福岡市ひとり親家庭等自立促進計画」
 - ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条に基づく「福岡市子どもの貧困対策推進計画」
- この計画の推進にあたっては、「福岡市保健福祉総合計画(地域福祉計画を含む)」や「福岡市教育振興基本計画」、「福岡市男女共同参画基本計画」、その他の関連計画との連携を図る。

3 計画期間

2025(令和7)年度から 2029(令和 11)年度までの5年間

4 計画の対象

○この計画は、すべての子ども・若者と子育て家庭、市民、地域コミュニティ、事業者、NPO、行政など、すべての個人・団体を対象とする。

※この計画において、「子ども」とは0歳からおおむね 18 歳未満の者、「若者」とはおおむね 18 歳から 40 歳未満の者としつつ、こども基本法第2条に定める「こども」の定義(心身の発達の過程にある者)を踏まえ、必要な支援が年齢で一律に途切れることのないよう、対象者の状況や施策の内容に応じて柔軟に対応することとする(但し、法令等において対象者の年齢が定められているものを除く)。

5 これまでの経過

(●:福岡市の動き ◆:国の法律等)

●2000(平成12)年1月

保健福祉、健全育成、教育など子どもに関わる行政施策を総合的に体系づけた「福岡市子ども総合計画」を策定。また、同年4月、市民局に子ども部を創設。

●2002(平成14)年4月

学校教育を除く子ども行政を保健福祉局に統合・一元化。

◆2003(平成15)年7月

次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会に向けた地方自治体等の取組みを促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定。

●2005(平成17)年3月

「次世代育成支援対策推進法」の施行を受け、同法に基づく「地域行動計画」として位置づけるため、子ども総合計画の見直しを行い、「福岡市子ども総合計画(次世代育成支援福岡市行動計画)」を策定。

●2005(平成17)年4月

次代を担う子どもが将来に夢や希望をもって成長することができるよう、次世代育成支援に集中的に取り組むため、「こども未来局」を創設。

●2010(平成22)年3月

「新・福岡市子ども総合計画(次世代育成支援福岡市行動計画(後期計画))」を策定。

◆2012(平成24)年8月

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決し、子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、「子ども・子育て支援法」等の「子ども・子育て関連3法」が制定され、2015(平成27)年4月から、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域の子育て支援の充実を進める「子ども・子育て支援新制度」を開始。

●2015(平成27)年3月

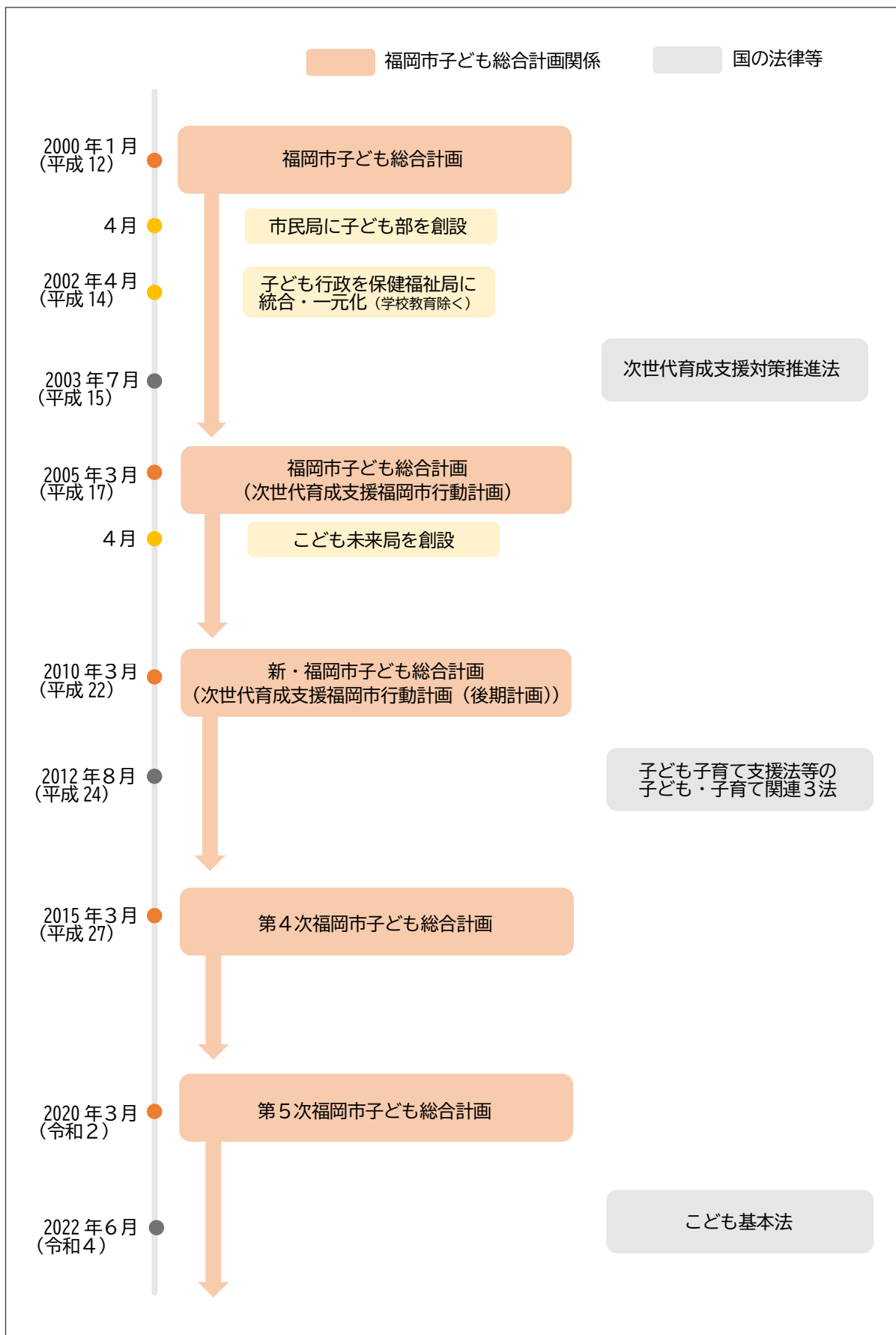
「第4次福岡市子ども総合計画」を策定。

●2020(令和2)年3月

「第5次福岡市子ども総合計画」を策定。

◆2022(令和4)年6月

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が制定。2023(令和5)年4月に施行。



(1)「第5次福岡市子ども総合計画」の振り返り

- 「すべての子どもが夢を描けるまちをめざして」を基本理念とし、「安心して生み育てられる環境づくり」、「若者の自立と社会参加」、「さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」という3つの基本目標を掲げ、施策を総合的・計画的に推進した。
- 計画に基づく施策の実施状況について、毎年度、福岡市こども・子育て審議会において点検・評価を行い、その結果を市のホームページに掲載し公表した。
- この間、新型コロナウイルス感染症が流行し、子どもや保護者の外出や交流の機会が制限される等、市民生活に大きな影響が生じる中、オンラインによる相談支援など、感染拡大の状況等に応じて柔軟な対応を行いながら、子育て支援策を大幅に拡充してきた。
- 総合的な成果指標である「子育て環境満足度」は、新型コロナウイルス感染症の影響等により 2021(令和3)年度に大きく低下したが、2022(令和4)年度以降は着実に上昇している。また、子育てを楽しんでいる保護者の割合も増加しており、第5次計画に掲げる施策の方向性に基づき、安心して生み育てられる環境づくり等に取り組んできたことが一定評価されたものと考えられる。

<主な取り組み>

目標1 安心して生み育てられる環境づくり

- 妊産婦や乳幼児に対する健康診査や、産前・産後サポート事業の利用者負担の軽減、多胎児家庭に対する産後サポートの拡充、出産・子育て応援事業やおむつと安心定期便の開始など、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行った。また、子どもを望む夫婦に対する相談支援や、不妊治療費や不育症の検査・治療費の助成等に取り組んだ。
- 保育の受け皿確保により待機児童を解消したほか、病児・病後児デイケアの推進、保育所における障がい児・医療的ケア児の受入れ体制の強化など多様な保育サービスの充実を図るとともに、保育士の負担軽減や保育の質の向上、人材確保に取り組んだ。
- 子育てにかかる不安や負担を軽減するため、子どもプラザの運営や地域における子育て交流サロンの開設・運営支援等を行った。また、一時預かりの実施やベビーシッター派遣の利用要件の緩和、「こども誰でも通園制度」の福岡市型モデル事業を新たに実施した。
- 障がいの早期発見・早期支援のため、療育センター等において相談・診断・療育を実施した。また、新規受診児数の増加に対応するため、療育センター等の体制強化を図るとともに南部療育センターの整備や児童発達支援センターの増設、児童発達支援事業所の設置促進などに取り組んだ。さらに、児童発達支援等の利用者負担の軽減を行った。
- 子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、第2子以降の保育料を無償化したほか、子ども医療費助成制度の対象を高校生世代まで拡大した。

目標2 子ども・若者の自立と社会参加

- 放課後児童クラブの施設改善やわいわい広場の実施校数の拡大、中央児童会館における遊び・体験・交流の場の提供、身近な公園の整備等に取り組んだ。
- 科学館や青少年施設、美術館、博物館、図書館等における様々な体験機会の提供や、ミニふくおかの実施、アジア太平洋こども会議・イン福岡による国際交流の支援、小中学校における職場体験学習やアントレプレナーシップ教育、ものづくり体験等に取り組んだ。
- ひきこもりや非行等、困難な状況にある若者やその家族を支援するため、若者総合相談センター(ユースサポート hub)を開設し、民間支援団体等と連携したサポートを実施するとともに、地域における若者の居場所づくり活動を行う団体等への支援を強化した。
- 登校支援が必要な児童生徒に対応する教育相談コーディネーターを全中学校区に配置したほか、様々な悩みや問題の相談支援を行うスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充した。
- 自閉症・情緒障がい特別支援学級の増級や、特別支援学校高等部の新設、学校生活支援員の配置拡充など、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育に取り組んだ。また、関係団体等と連携し、障がいのある生徒の自立や社会参加、就労等を支援した。さらに、放課後等デイサービス事業や特別支援学校放課後等支援事業の利用者負担の軽減を行った。

目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

- 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、関係機関の連携強化や市民への啓発等に取り組むとともに、アウトリーチ(訪問型)の専門相談や、育児・家事支援、見守り支援を実施した。また、社会的養護体制について、里親委託の推進や施設のケア単位の小規模化、多機能化を行ったほか、児童心理治療施設を開設した。
- 産前・産後母子支援センター「こももティエ」を開設し、様々な事情を抱える特定妊婦等に対して継続的・総合的な支援を実施したほか、育児不安や育児疲れの軽減を図るため、ショートステイの受け皿を拡大した。
- ひとり親家庭の就業や自立支援を強化するため、高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡大や多子加算の追加などを行った。また、ひとり親家庭に対する支援情報を一元的に分かりやすく発信するポータルサイトを開設した。
- ヤングケアラー支援のための相談窓口を開設し、コーディネーターによる相談支援やヘルパー派遣を実施した。
- 生活保護・生活困窮の子どもがいる世帯に対し、訪問型の相談・学習支援を実施した。また、子どもたちへの食事の提供と居場所づくり活動を行う民間団体に対する支援の拡充等を行った。さらに、経済的な事情を抱える子育て家庭に対し、各種助成、給付、貸付、減免等を行った。

(2)国の動き等

こども基本法の施行

- こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が2023(令和5)年4月に施行された。
- 同法では、6つの基本理念が掲げられており、国・地方公共団体は、この理念にのっとり施策を策定及び実施する責務を有することが規定されている。

(こども基本法の基本理念)

- ①全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の実施にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

少子化への対応

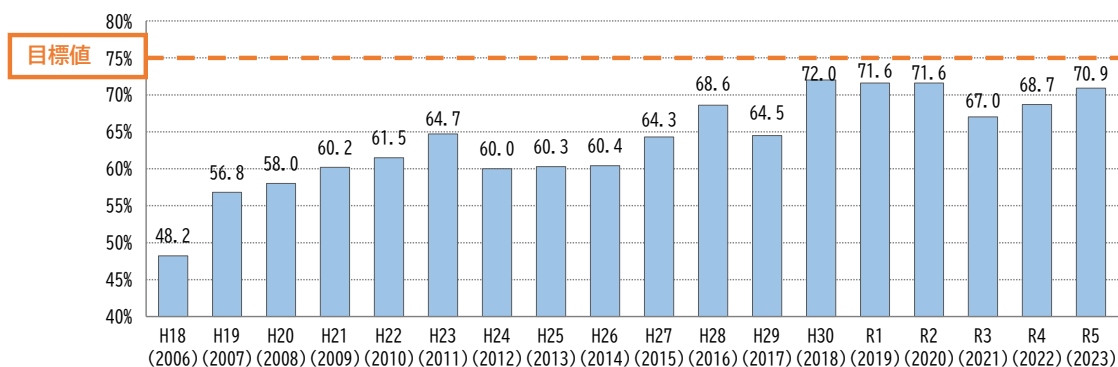
- 2023(令和5)年の全国の出生数は72万7,277人(概数)で、8年連続で減少し過去最少となっているほか、合計特殊出生率も1.20で過去最低を更新しており、急速に少子化が進行している。
- この状況を踏まえ、国は、次元の異なる少子化対策として、2023(令和5)年12月に「こども未来戦略」を策定し、こども・子育て政策の課題を明示した上で、それに対応する基本理念を掲げ、抜本的に政策を強化することとしている。

<第5次福岡市子ども総合計画における成果指標の状況>

総合的な成果指標

<子育て環境満足度>

(福岡市が子育てしやすいまちだと感じる、高校生以下の子どもをもつ保護者の割合)



【参考値】(子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

調査項目		H30 年度	R5 年度
子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合	乳幼児	87.3%	90.2%
	小学生	89.3%	93.9%

目標1 安心して生み育てられる環境づくり

成果指標		R 元年度 初期値	R5 年度 実績	R6 年度 目標値
4か月健診時のアンケート調査の結果(母親)				
	育児に心配があると答えた母親の割合	14.2%	13.6%	減少
	育児は疲れると答えた母親の割合	22.5%	22.0%	減少
	育児は楽しいと答えた母親の割合	92.7%	94.8%	増加
地域での支え合いにより、子育て家庭や高齢者が暮らしやすいまちだと感じる市民の割合		41.6%	41.2%	65%
子育てについて気軽に相談できる人・場所がある人(乳幼児の保護者)の割合		91.4% (H30 年度)	89.2%	95% (R5 年度)
男女の固定的な役割分担意識の解消度(「男は仕事、女は家庭を守るべき」という固定概念をもたない市民の割合)	男性	68.2%	76.2%	80%
	女性	76.5%	84.1%	80%
地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合		66.6%	73.0%	75%

目標2 子ども・若者の自立と社会参加

成果指標	R 元年度 初期値	R5 年度 実績	R6 年度 目標値
地域の遊び場や体験学習の場への評価（地域の小中学生はさまざまな遊びや体験学習をする場や機会に恵まれていると感じる、高校生以下の子をもつ保護者の割合）	64.5%	59.9%	65%
子どもの携帯電話の使用に関する保護者の意識 「子どもの携帯電話の使用に際して、家庭内でルールを設けている」割合	80.7% (H29 年度)	74.3%	90%
長期欠席児童生徒のうち不登校に分類される児童生徒の復帰率	47.9%	28.6% (R4年度)	65%
悩みや心配ごとを「誰にも相談しない」と答えた青年の割合	13.2% (H30 年度)	5.4%	10%未満 (R5年度)
知的障がい特別支援学校高等部3年生で就労を希望している生徒（5月時点）の卒業時の就労率	92.9%	75.0%	100%

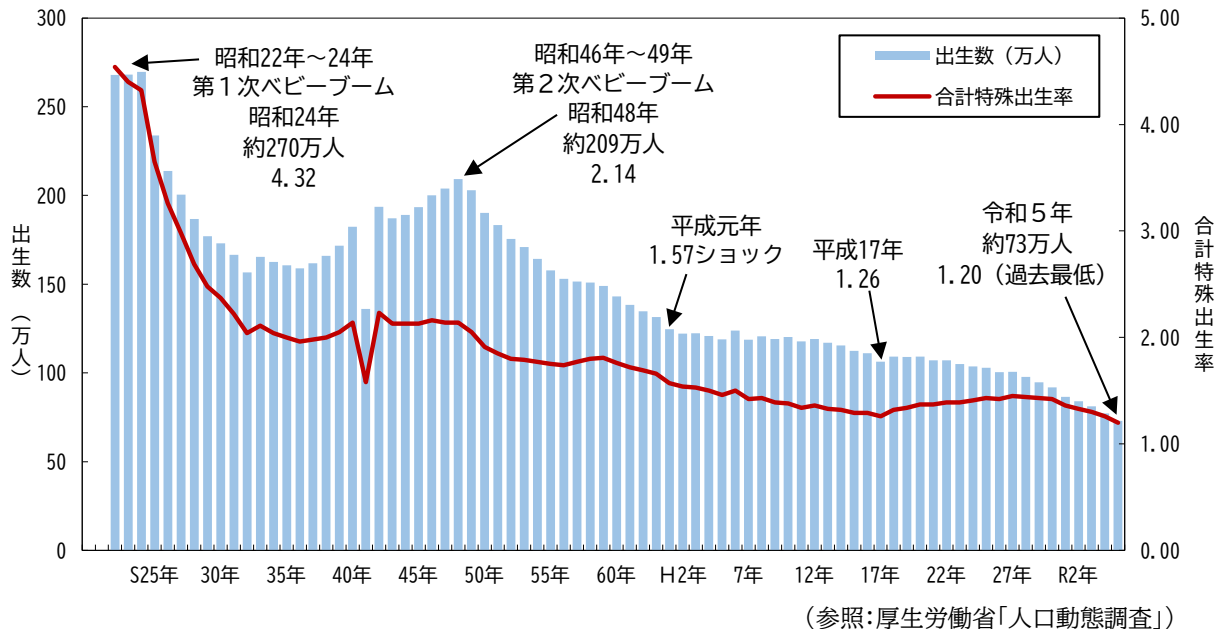
目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

成果指標	R 元年度 初期値	R5 年度 実績	R6 年度 目標値
子どもや子育てに関する様々な情報提供や相談機能が充実していると感じる市民の割合	35.7%	37.4%	50%
児童生徒の自尊感情の状況 （「自分にはよいところがあると思う」の設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合）	小6児童 81.8%	84.2%	90%
	中3生徒 76.8%	83.6%	87%
子育てに関して「不安や負担を感じる」と答えたひとり親家庭の保護者（乳幼児の保護者）	19.6% (H30 年度)	23.6%	10%
ひとり親家庭の親の就業率	母子家庭 86.8% (H28 年度)	89.0% (R3年度)	88% (R3年度)
	父子家庭 90.6% (H28 年度)	93.0% (R3年度)	92% (R3年度)
離婚によってひとり親となった世帯のうち、離婚した相手から養育費を受け取っていない世帯の割合	母子家庭 75.6% (H28 年度)	64.8% (R3年度)	減少 (R3年度)
	父子家庭 92.7% (H28 年度)	88.5% (R3年度)	減少 (R3年度)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	95.5%	88.2%	98%
子育てをする上で気軽に相談できる人・場所が「いない(ない)」と答えた乳幼児の保護者の割合（世帯収入 300 万円未満の世帯）	7.9% (H30 年度)	12.1%	減少 (R5年度)
里親等委託率 （児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームに委託された児童のうち、里親及びファミリーホームに委託された児童の割合）	乳幼児 69.9%	66.7%	75%
	学齢児 48.1%	53.9%	50%
子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合	73.3%	76.1%	80%
いじめに対する意識 （「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という設問に対して、「当てはまる」及び「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合）	96.7%	96.7%	97%

【関連データ】

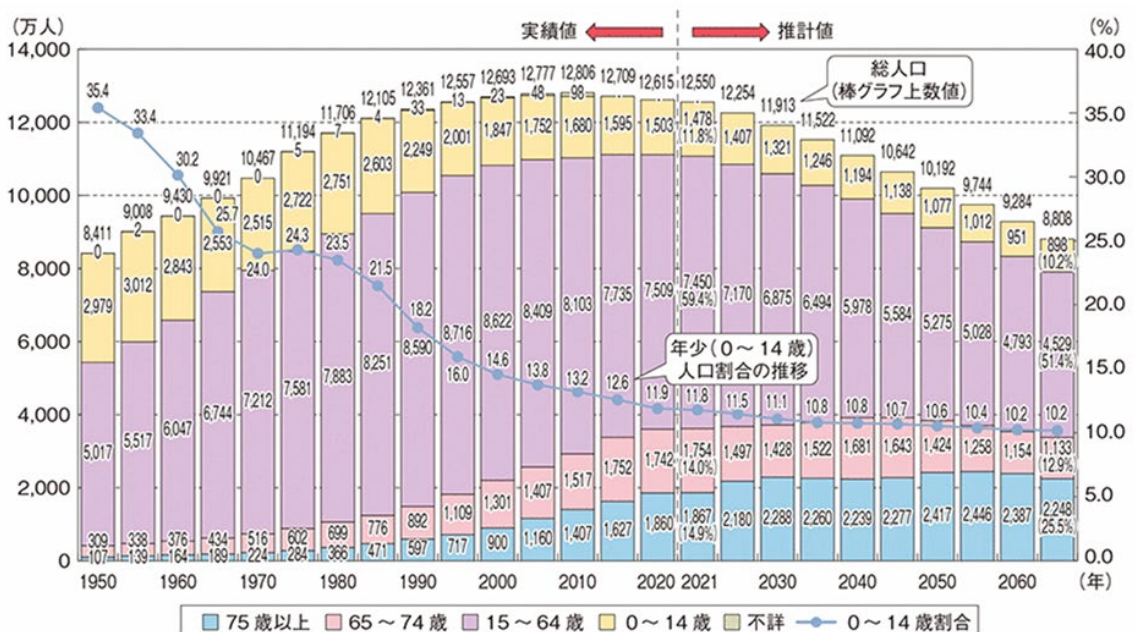
○全国の出生数と合計特殊出生率の推移

出生数は第2次ベビーブーム以降、減少を続け、1991(平成3)年以降は増加と減少を繰り返しながら緩やかな減少傾向にある。合計特殊出生率は2005(平成17)年に過去最低となつてからは微増傾向だったが、近年は減少傾向。



○全国の人口構造の推移と見通し

国内の人口は、2010(平成22)年から減少傾向にある。今後も、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口の減少が続くとともに、高齢者人口(65歳以上)の割合が相対的に上昇し続けると予測されている。



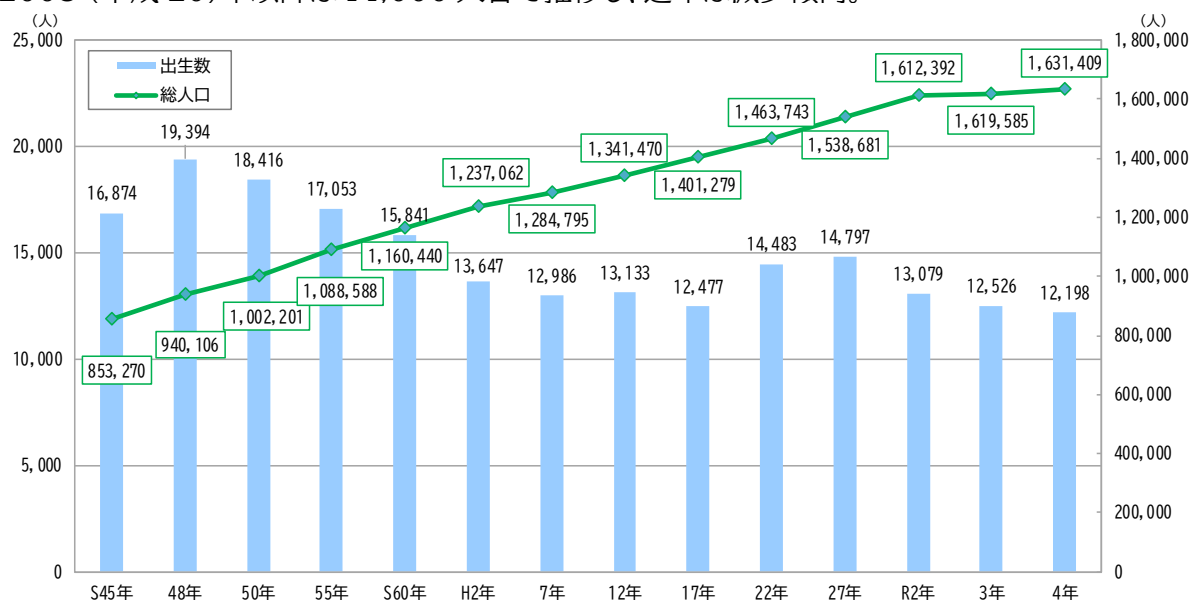
資料：2020年までは総務省「国勢調査」（2015年及び2020年は不詳補完値による。）、2021年は総務省「人口推計」（2021年10月1日現在（令和2年国勢調査を基準とする推計））、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果を基に作成。

注：百分率は、小数第2位を四捨五入して、小数第1位までを表示した。このため、内訳の合計が100.0%にならない場合がある。

(参照:内閣府「少子化対策白書」)

○福岡市の出生数の推移

福岡市の出生数のピークは、1973(昭和 48)年、第2次ベビーブームのピークの年で、その後減少し、1990(平成2)年頃から 13,000 人台のほぼ横ばいで推移してきたが、2008 (平成 20)年以降は 14,000 人台で推移し、近年は減少傾向。

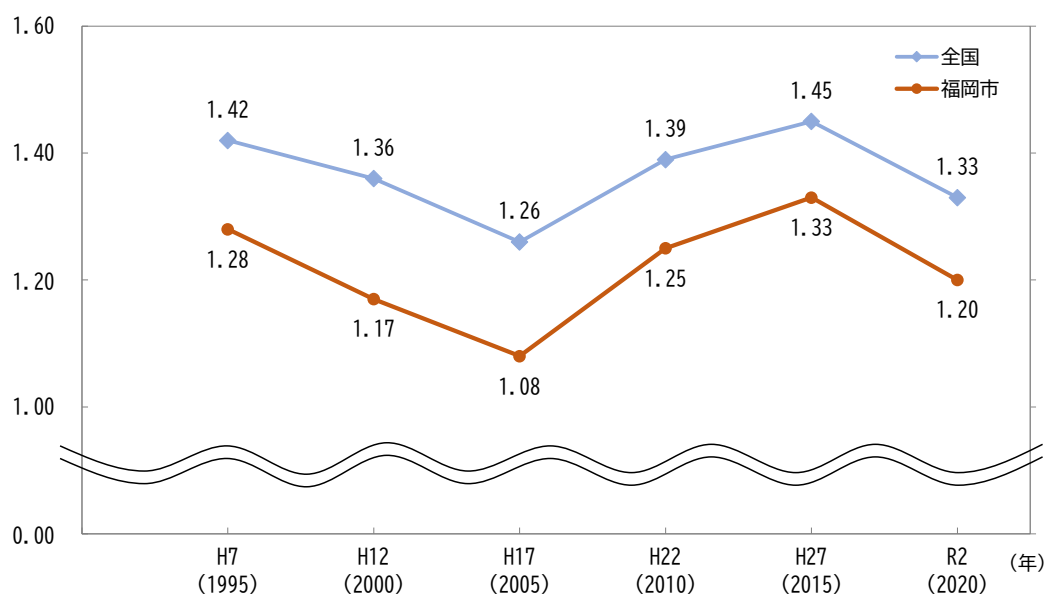


※各年10月1日現在

(参照:福岡市推計人口及び厚生労働省「人口動態調査」)

○福岡市と全国の合計特殊出生率の推移

福岡市の合計特殊出生率は、2015(平成 27)年に比べ 2020(令和2)年は 0.13 ポイント減少しており、全国値と比較すると、低い値で推移している。



(参照:厚生労働省「人口動態調査」)

〔合計特殊出生率とは〕

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数。政令指定都市の合計特殊出生率は、国勢調査結果をもとに5年毎に算出。

○政令指定都市の合計特殊出生率

福岡市の合計特殊出生率は、政令指定都市の中で、20 都市中第 16 位となっている。

順位	都 市 名	数値	順位	都 市 名	数値	順位	都 市 名	数値
1	熊本市	1.51	8	静岡市	1.32	15	相模原市	1.23
2	北九州市	1.47	9	さいたま市	1.30	16	福岡市	1.20
3	浜松市	1.44	9	新潟市	1.30	17	仙台市	1.17
3	堺市	1.44	11	神戸市	1.27	17	大阪市	1.17
5	広島市	1.42	12	川崎市	1.26	19	京都市	1.15
6	岡山市	1.41	13	横浜市	1.25	20	札幌市	1.09
7	名古屋市	1.34	14	千葉市	1.24	全 国		1.33

(参照:厚生労働省「令和2年 人口動態調査」)

○政令指定都市の人口 1,000 人あたり出生数

福岡市の 1,000 人あたりの出生数は 7.5 人で、政令指定都市の中で、20 都市中第2位となっている。

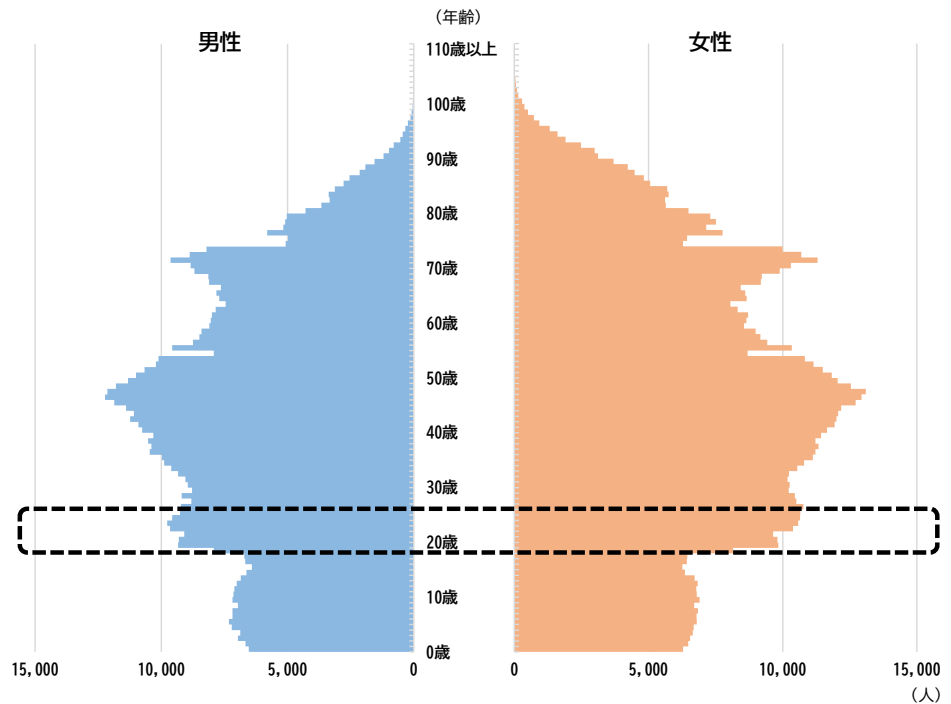
順位	都 市 名	1,000人あたりの出生数	順位	都 市 名	1,000人あたりの出生数	順位	都 市 名	1,000人あたりの出生数
1	熊本市	7.8	8	大阪市	6.7	15	千葉市	5.9
2	福岡市	7.5	9	堺市	6.5	15	神戸市	5.9
3	川崎市	7.3	10	仙台市	6.4	17	静岡市	5.8
4	さいたま市	7.2	10	北九州市	6.4	17	京都市	5.8
4	岡山市	7.2	12	浜松市	6.3	19	札幌市	5.7
6	名古屋市	7.0	13	横浜市	6.1	19	相模原市	5.7
6	広島市	7.0	13	新潟市	6.1	全 国		6.3

(参照:厚生労働省「令和4年 人口動態調査」)

○人口構造(人口ピラミッド)

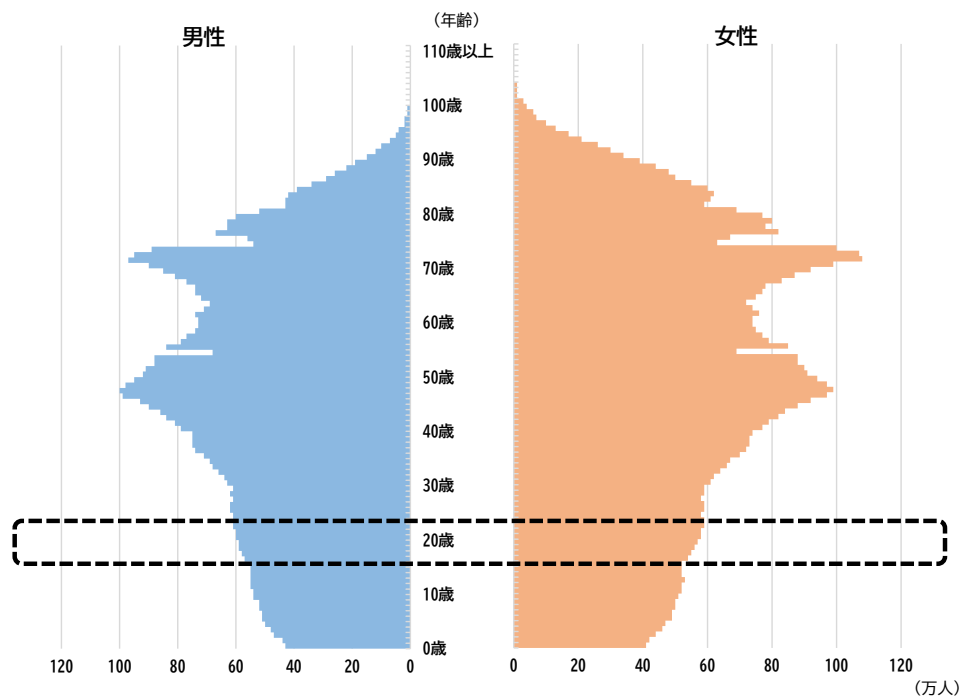
福岡市は、全国と比較すると、18 歳以下の各年齢に比べて 19 歳から 26 歳までの人口が大幅に増加する形となっている。

【福岡市】



(参照:総務省「令和2年 国勢調査」)

【全国】



(参照:総務省「令和2年 国勢調査」)

○生産年齢人口における男女構成比

福岡市と全国を生産年齢人口を5歳毎に比較すると、全国では、55～59 歳の区分から女性人口が男性人口を上回るが、福岡市では、全ての年代で女性人口が男性人口を上回っている。

年代	福岡市				全国			
	男性		女性		男性		女性	
	人数	人口に占める男性の割合	人数	人口に占める女性の割合	人数	人口に占める男性の割合	人数	人口に占める女性の割合
15～19	37,066人	(50.0%)	37,116人	(50.0%)	2,880千人	(51.3%)	2,737千人	(48.7%)
20～24	47,385人	(48.1%)	51,036人	(51.9%)	3,018千人	(50.9%)	2,913千人	(49.1%)
25～29	45,280人	(46.3%)	52,604人	(53.7%)	3,074千人	(51.0%)	2,958千人	(49.0%)
30～34	46,831人	(47.4%)	52,010人	(52.6%)	3,297千人	(50.8%)	3,188千人	(49.2%)
35～39	51,659人	(47.8%)	56,315人	(52.2%)	3,697千人	(50.6%)	3,615千人	(49.4%)
40～44	55,379人	(48.1%)	59,821人	(51.9%)	4,189千人	(50.5%)	4,102千人	(49.5%)
45～49	59,338人	(48.4%)	63,331人	(51.6%)	4,863千人	(50.4%)	4,787千人	(49.6%)
50～54	49,924人	(48.1%)	53,972人	(51.9%)	4,277千人	(50.1%)	4,263千人	(49.9%)
55～59	43,324人	(48.2%)	46,479人	(51.8%)	3,865千人	(49.8%)	3,902千人	(50.2%)
60～64	39,048人	(48.0%)	42,380人	(52.0%)	3,593千人	(49.2%)	3,704千人	(50.8%)

(参考)

全人口	761,148人	(47.2%)	851,244人	(52.8%)	61,350千人	(48.6%)	64,797千人	(51.4%)
-----	----------	---------	----------	---------	----------	---------	----------	---------

(参照:総務省「令和2年 国勢調査」)

○政令指定都市の若者率

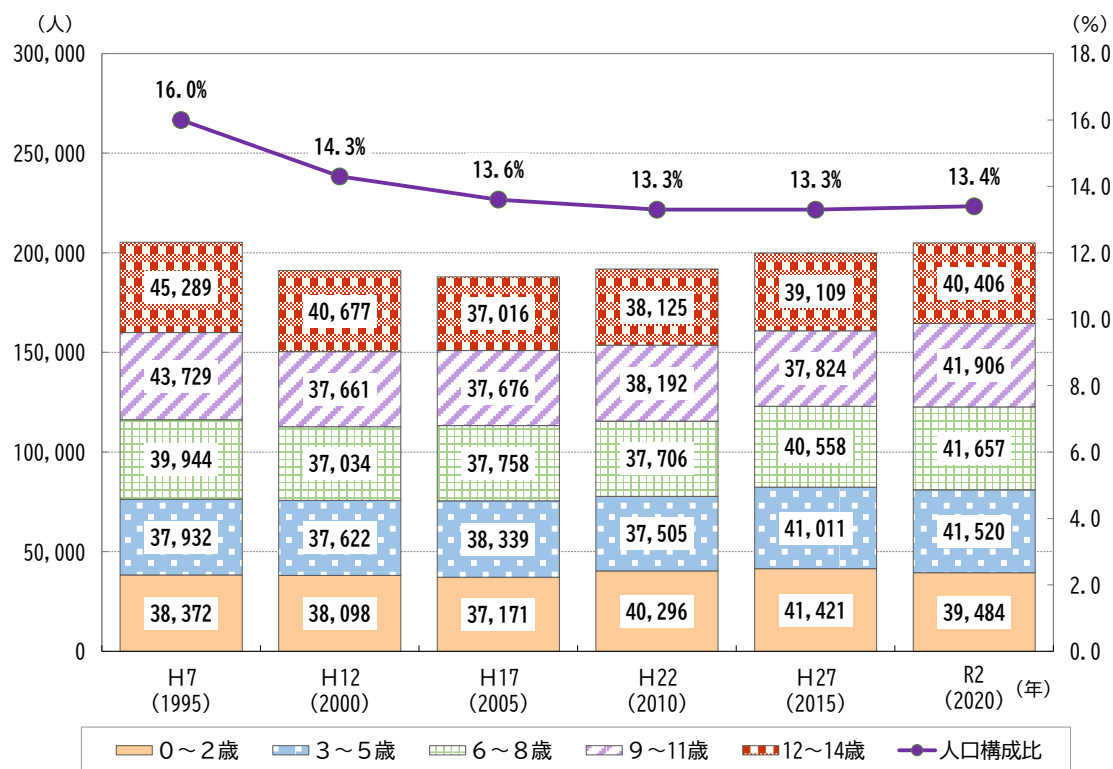
福岡市の若者率(15～29 歳の人口÷総人口×100(%))は、政令指定都市の中で、20 都市中第1位となっている。

順位	都 市 名	数 値	順位	都 市 名	数 値	順位	都 市 名	数 値
1	福岡市	17.6%	7	名古屋市	15.8%	15	札幌市	14.4%
2	川崎市	17.2%	9	相模原市	15.5%	16	神戸市	14.1%
3	京都市	16.9%	10	横浜市	15.3%	17	北九州市	13.7%
4	仙台市	16.7%	10	熊本市	15.3%	17	静岡市	13.7%
5	大阪市	16.5%	12	千葉市	15.1%	17	新潟市	13.7%
6	岡山市	16.2%	13	広島市	14.8%	20	浜松市	13.6%
7	さいたま市	15.8%	14	堺市	14.5%	全 国		14.3%

(参照:総務省「令和2年 国勢調査」)

○福岡市の15歳未満人口の内訳と構成率の推移

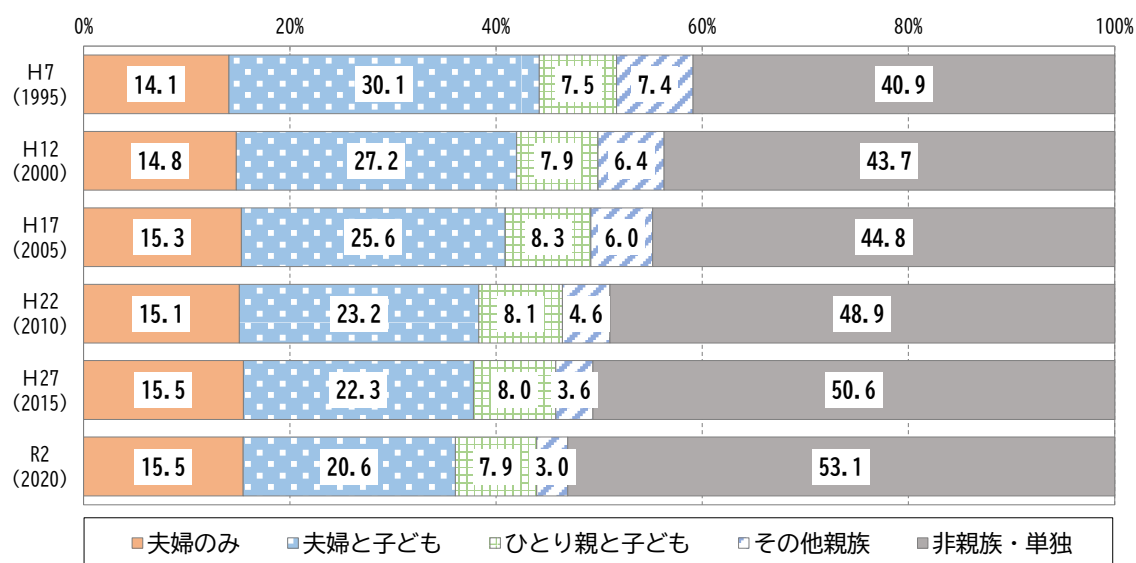
全人口に占める年少人口(0～14歳)の割合は、2005(平成17)年まで減少の傾向が続き、以降は横ばいとなっている。



(参照:総務省「国勢調査」)

○福岡市における家族類型別の一般世帯数の割合

家族類型別の一般世帯数の割合を見ると、夫婦と子ども世帯の割合が減少し、非親族・単独世帯が増加するなど、少人数の世帯の割合が増加している。



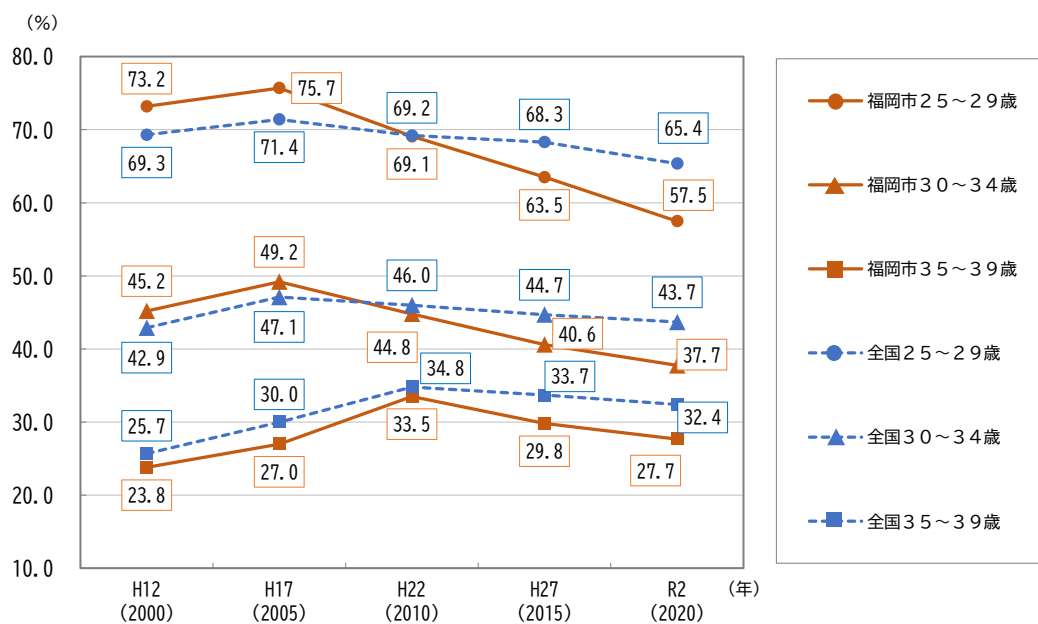
※一般世帯は、寮・寄宿舎、病院等の施設等の世帯を除く世帯

(参照:総務省「国勢調査」)

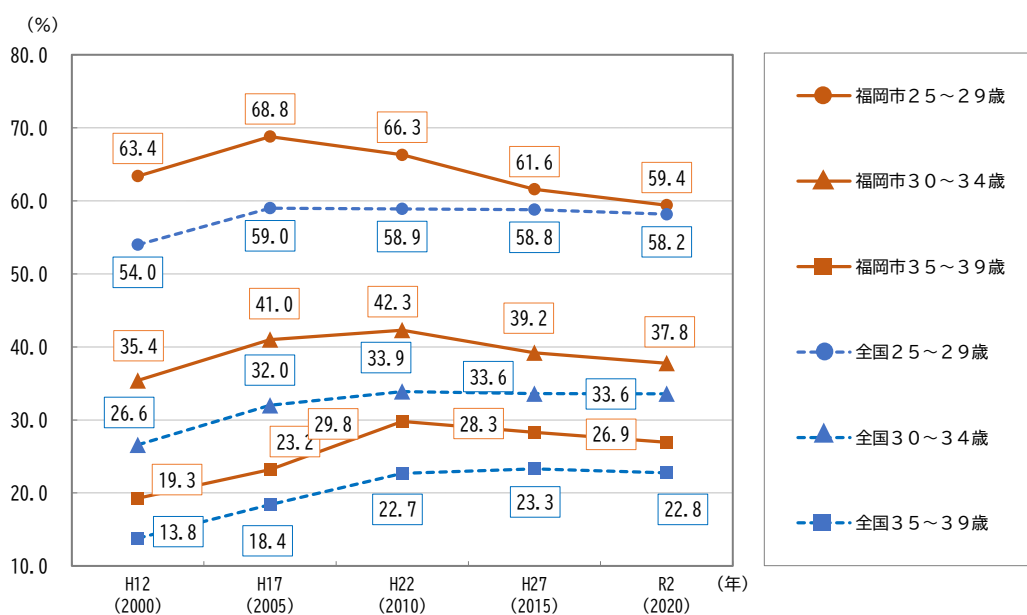
○福岡市の未婚率の推移

福岡市の未婚率(25～39歳の5歳階級別)は、2020(令和2)年調査では、男女共に低下している。なお、女性は、全国平均より高い値で推移している。

【男性】

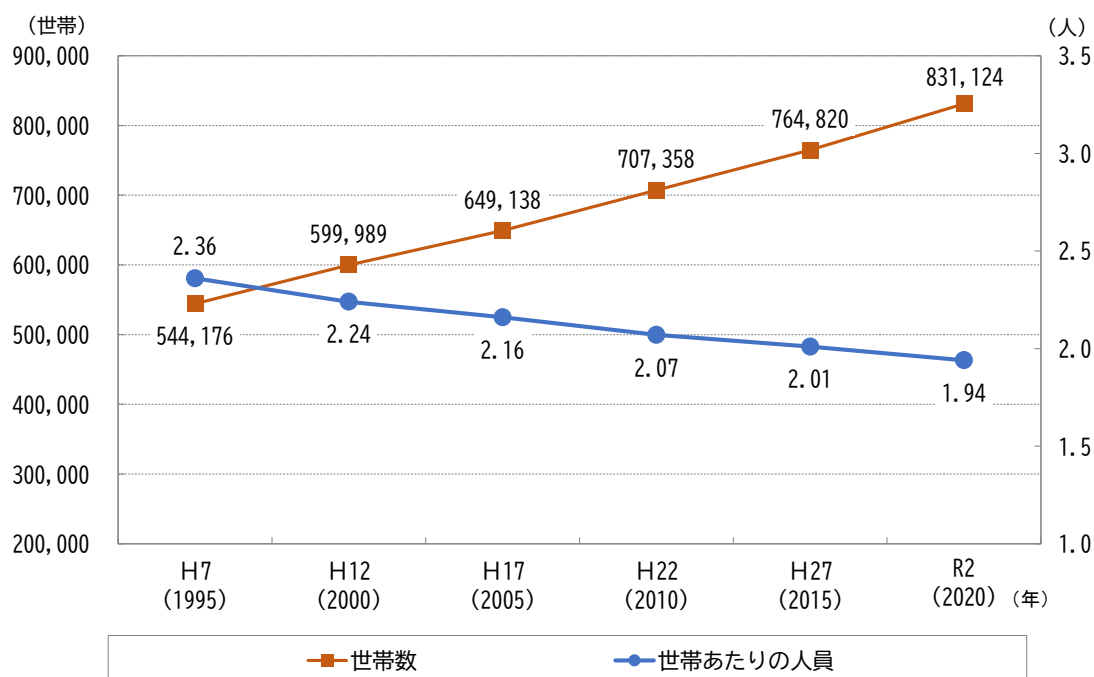


【女性】



○福岡市の世帯数及び一世帯あたりの平均世帯人員の推移

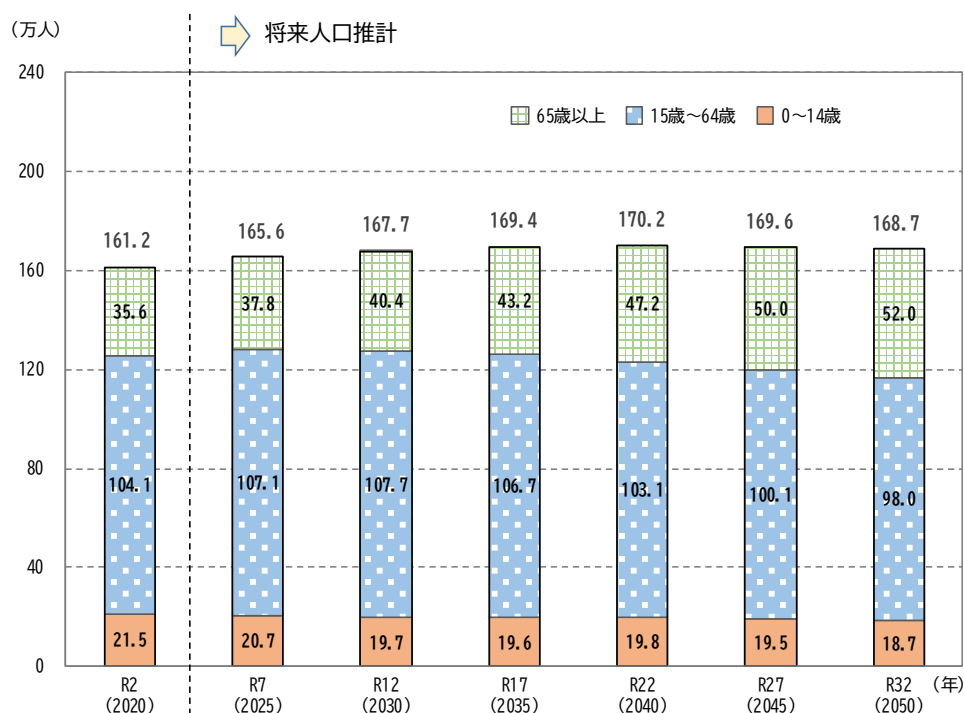
福岡市の世帯数は増加傾向にあるが、一世帯あたりの平均世帯人員は減少傾向となっており、世帯規模の縮小が進んでいる。



(参照:総務省「国勢調査」)

○福岡市の将来人口推計

福岡市の人口は、2040 (令和 22) 年頃にピークとなり約 170 万人に達し、以後は減少に向かうと推計される。年少人口 (0～14 歳) は減少傾向となるが、全国と比較し緩やかに減少すると推計される。



R2=不詳補完値による集計、R7～32=福岡市の将来人口推計 (R6年4月)

6 計画の基本的な考え方

「第6次福岡市子ども総合計画」においてめざすまちの姿を「基本理念」として掲げるとともに、すべての施策の推進にあたり念頭に置くべき視点を「基本的視点」として掲げる。

対象やライフステージごとに整理した4つの「基本目標」の下で全 12 の施策を推進することにより、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援を行う。

毎年度、施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、「福岡市こども・子育て審議会」に報告し、同審議会において点検・評価を行う。

(1)基本理念

すべての子どもが夢を描けるまちをめざして

子ども一人ひとりが未来を創るかけがえのない存在であり、大人とともに現在の社会を構成する一員として、それぞれの権利や多様性が尊重され、安全で安心して過ごせる環境の中で自己肯定感を高め、豊かな人間性や主体性、創造性、社会性を育み、将来に夢を描きながら、様々なことにチャレンジできるまちをめざす。

また、誰もが安心して子どもを生み育てられるとともに、すべての子どもが身体的・精神的・社会的に幸せな状態(Well-being)で、自分らしく健やかに成長できるよう、社会全体で子どもと子育て家庭を支えるまちをめざす。

【めざすまちにおける当事者の姿】

●子ども・若者

- ・すべての子ども・若者が、置かれている状況等に関わらず、自分が大切な存在であることを認識し、子どもの権利について理解し、自尊感情や自己肯定感を持ち、将来に夢を描きながら、心豊かに成長している。

●保護者

- ・保護者が子どもと向き合う時間を十分に確保し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じている。
- ・すべての保護者が孤立することなく、社会との接点を持ち、必要に応じて社会からのサポートを受けながら、子どもが健やかに成長できる家庭を築いている。

(2)基本的視点

■ 視点1 すべての子どもの権利の尊重

児童の権利に関する条約の精神及びこども基本法の基本理念にのっとり、子どもを権利の主体として認識し、その権利を保障し、多様性を尊重しながら、子ども一人ひとりの最善の利益を図る。

■ 視点2 すべての子ども・子育て家庭の支援

障がいや疾患のある子ども・若者、不登校やひきこもり、非行の状態にある子ども・若者、ヤングケアラー、子どもの養育が困難な状況にある家庭、児童虐待等の問題を抱える家庭、ひとり親家庭、貧困の状況にある家庭など、すべての子ども・若者、子育て家庭を対象に、それぞれの状況やライフステージに応じて、切れ目なく、きめ細かに支援する。

■ 視点3 一人ひとりの視点に立った支援

当事者である子ども・若者、保護者の意見を聴き、それぞれの視点に立ちながら、事業の構築や実施、改善を行うことにより、当事者の状況やニーズをよりの確に踏まえた実効性のある支援を行う。

■ 視点4 必要な人へ確実に届く支援

支援情報を知らない、手続きが煩雑でサービス利用に至らない、支援が必要な状況であることを自覚していないなど、支援が届かない・届きにくい状況にある子ども・若者、子育て家庭を含め、すべての対象者へ必要な支援を確実に届けられるよう、プッシュ型、アウトリーチ型の支援を行う。

■ 視点5 社会全体での支援

社会全体で子ども・若者と子育て家庭を支えるまちの実現に向け、行政による支援だけでなく、市民や事業者、地域、学校、NPO など、あらゆる主体が連携し、それぞれの役割を果たしながら、社会全体で子ども・若者、子育て家庭を支援する。

(3)基本目標

基本理念でめざすまちの実現に向けて、対象者やライフステージごとに整理した4つの基本目標を定め、各目標の達成に向けた施策を推進することにより、妊娠前から子育て期、さらにはその先の青年期まで、切れ目のない支援を実施する。

■ 目標1 子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり 【全年齢】

子ども一人ひとりが、安全で安心して過ごせる環境の中で、自分らしく健やかに成長するためには、その基盤として、社会全体で子どもの権利が保障される必要がある。

子ども自身が自らの権利について学び、子どもに関する事項について意見を表明する環境づくりを進めるとともに、社会全体でその権利や意見を尊重する機運を高める。

また、少子化が進行する中、子どもを望む人が、希望どおりに子どもを生み育てられる環境づくりが求められている。

子どもを持つことを前向きに考えられる社会の実現に向けた機運の醸成や、仕事と子育ての両立に向けた環境づくり、親子が安全に安心して外出しやすい環境づくりや子育てにかかる経済的負担の軽減などを推進する。

■ 目標2 安心して生み育てられる環境づくり 【主に妊娠前～乳幼児期】

子どもの誕生前から幼児期までの期間は、人が生涯にわたり身体的・精神的・社会的に幸せな状態(Well-being)であるための基盤となる最も重要な時期とされており、生まれてくる子どもを家族が安心して迎え、子ども自身が安全に安心して過ごせる環境の中で、豊かな遊びや体験等を通じて、世界を広げていくことが重要である。

妊娠前から乳幼児期、さらにその先へと、切れ目のない支援を行うとともに、幼児教育・保育の充実や多様なニーズに応じた支援、子育て家庭の孤立を未然に防止するための相談支援体制や情報提供の充実を図る。

【主に学童期

■ 目標3 子ども・若者が自分らしく健やかに成長できる環境づくり ～青年期】

学童期や思春期は、子どもが基本的な生活習慣等を身につけ、自分らしさの発見など将来に向けた自己形成を行っていく重要な時期である。

様々な学びや体験を通じて、主体性や創造性、社会性を育むなど、子どもたちの自己形成や社会的自立に向けた取組みを推進するとともに、子どもや若者が地域で安心して過ごせる場づくりを進める。

また、いじめや不登校、ひきこもりなど、子ども・若者が悩みや問題を抱えたときの相談支援体制の強化や、関係機関との連携により、一人ひとりの状況に応じた支援などに取り組む。

■ 目標4 一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり 【全年齢】

すべての子どもは、こども基本法に基づき、適切に養育され、生活が保障され、愛され、保護され、その健やかな成長や発達、自立が図られる権利を有している。

障がいのある子どもや、虐待等により社会的養護を必要とする子ども、ひとり親家庭の子ども、ヤングケアラー、経済的な事情を抱える家庭の子どもなど、一人ひとりの状況に応じて、きめ細かな支援を行い、子どもの心身の状況や置かれている環境などに関わらず、一人ひとりの最善の利益を実現できる環境づくりを進める。

(4)計画の進捗管理

基本目標ごとに成果指標及び事業目標を設定し、それらに沿って施策・事業の進捗状況等を確認しながら、必要に応じて事業の見直しを行うものとする。

また、毎年度、施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、「福岡市こども・子育て審議会」に報告し、同審議会において点検・評価を行う。審議会に報告した内容及び審議の内容、点検・評価の結果は、市のホームページに掲載し、公表する。

また、子どもや子育て家庭を取り巻く社会環境の大きな変化など、必要が生じた場合は、審議会に諮った上で、計画の見直しを行う。

第2章 計画各論

1 施策体系

目標 1

【全年齢】

子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり

施策1 子どもの権利の尊重と意見表明支援

施策2 社会全体で子育てを応援する環境づくり

目標 2

【主に妊娠前～乳幼児期】

安心して生み育てられる環境づくり

施策3 妊娠前からの支援と親子の心と体の健康づくり

施策4 幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応

施策5 相談支援体制と情報提供の充実

目標 3

【主に学童期～青年期】

子ども・若者が自分らしく健やかに成長できる環境づくり

施策6 子どもの様々な学び・体験機会の提供

施策7 子ども・若者が安心して過ごせる場づくり

施策8 悩みや問題を抱える子ども・若者の支援

目標 4

【全年齢】

一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり

施策9 障がいのある子どもや発達が気になる子どもの支援

施策10 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

施策11 ひとり親家庭など様々な環境で育つ子どもの支援

施策12 子どもの貧困対策の推進

2 基本目標ごとの施策の展開

【全年齢】

目標 1 子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり

施策1 子どもの権利の尊重と意見表明支援

【第5次計画における主な取り組み】

- すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、地域、学校・保育施設等、イベントなど様々な場や機会を捉えて、子どもの権利に関する周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動を実施した。
- 子どもの気持ちや意見に寄り添った支援を行うため、独立した第三者である意見表明支援員(子どもアドボケート)が、児童養護施設等で保護・養育されている子どもを定期的に訪問して意見表明を支援する子どもの権利サポート事業を実施した。

【現状と課題】

- ◆ 2023(令和5)年4月に施行されたこども基本法において、すべての子どもの権利の尊重などが基本理念として掲げられ、その理念にのっとり子ども施策を総合的に策定・実施することが、国及び自治体の責務とされた。
- ◆ 市の調査によると、中学生及び高校生世代で、「子どもの権利条約の内容を知っている」との回答は33.8%。
また、「自分の意見が大切にされていないように感じることもある」との回答は2割超。
- ◆ 子どもたち自身が自らの権利について知るとともに、子どもに関わるすべての人が子どもの権利を尊重することができるよう、より一層の普及・啓発を行うとともに、様々な場面における子どもの意見表明を支援する取り組みが必要。

【施策の方向性】

- ①子どもの権利の尊重にかかる理解促進や普及・啓発
 - ・子どもの権利について学ぶ機会の充実
 - ・保護者や地域など周りの大人への理解を促す取り組み など
- ②子どもアドボカシーの推進
 - ・子どもの意見表明の支援
 - ・子ども施策に関する子どもへの意見聴取 など

【関連データ等】

○子どもの権利条約について

子どもの権利条約の4つの原則

子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な、「原則」としてとされています。これらの原則は、日本の子どもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。



2 差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



3 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



6 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

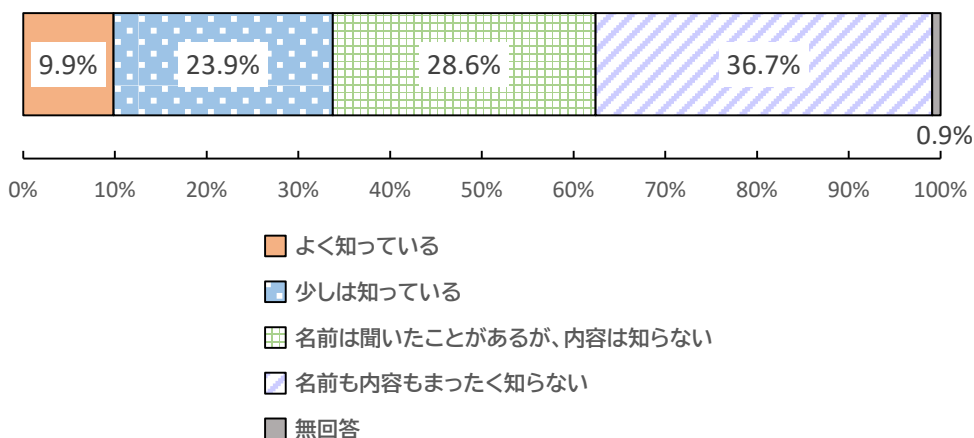


12 子どもの意見の尊重(子どもが意味のある参加ができること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

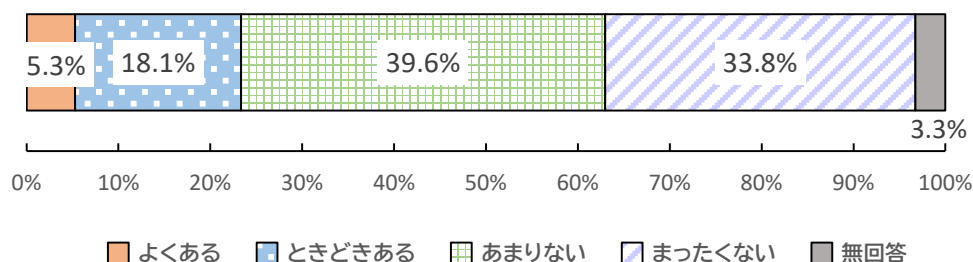
(出典:(公財)日本ユニセフ協会ホームページ「子どもの権利条約」)

○「子どもの権利条約」に関する中高生等の認知



(参照:令和5年度 福岡市青少年の意識と行動調査)

○自分の意見が大切にされていないように感じる中高生等の割合



(参照:令和5年度 福岡市青少年の意識と行動調査)

施策 2 社会全体で子育てを応援する環境づくり

【第5次計画における主な取組み】

- 社会全体で子どもたちをバックアップするため、毎月1日～7日に家庭や地域、企業などで子どもたちのためにできることに取り組む運動『「い～な」ふくおか・子ども週間』を実施した。
- 男性の育児休業取得促進セミナーやワークショップを開催した。
- 第2子以降の保育料無償化や、子ども医療費助成制度の対象を高校生世代まで拡充するなど、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ったほか、子育て世帯の住み替えを支援する助成事業の拡充や、市営住宅への入居支援などを行った。
- 子どもの安全を守るため、小学校周辺の歩車分離や登下校時のパトロール等を実施した。

【現状と課題】

- ◆ 少子化の進行が全国的な課題となっており、福岡市の出生数も減少傾向にある。市の調査によると、若者の子どもがほしいと思わない理由では、子育ての身体的・精神的・経済的負担に加え、自分のやりたいことができなくなることや、将来への不安を挙げる声が多く、若者が出産・子育てに明るい展望を持ちづらい現状がある。
- ◆ また、子育て中の保護者がほしいと思う子どもの数と実際に予定する数にギャップがあり、その理由として子育ての身体的・精神的・経済的負担を挙げる声が多い。
- ◆ 家事・育児時間について、母親及び父親ともに増加しているが、依然として負担が母親に偏っている状況であるほか、子どもと過ごす時間が十分でないと感じている保護者は約半数となっており、男女ともに仕事と子育てを両立しやすい環境づくりが求められている。
- ◆ 乳幼児保護者から外出時の困りごととして、食事や休憩ができる場所の提供、道路や公共交通におけるベビーカーでの移動しやすさを求める声があるほか、小学生保護者から、地域の子育て環境として道路環境や防犯対策を求める声がある。

【施策の方向性】

①子ども・子育てを応援する機運の醸成

- ・子どもを持つことを前向きに考えられる社会的機運の醸成
- ・市民や企業との共働による普及啓発 など

②仕事と子育ての両立に向けた環境づくり

- ・男女ともに仕事と子育てを両立するためのセミナー等の実施
- ・企業等の取組みの情報発信 など

③子育てを支援するまちづくり

- ・道路や公共交通のバリアフリー化
- ・「赤ちゃんの駅」など親子が外出しやすい環境づくりの推進
- ・子育てにかかる経済的負担の軽減 など

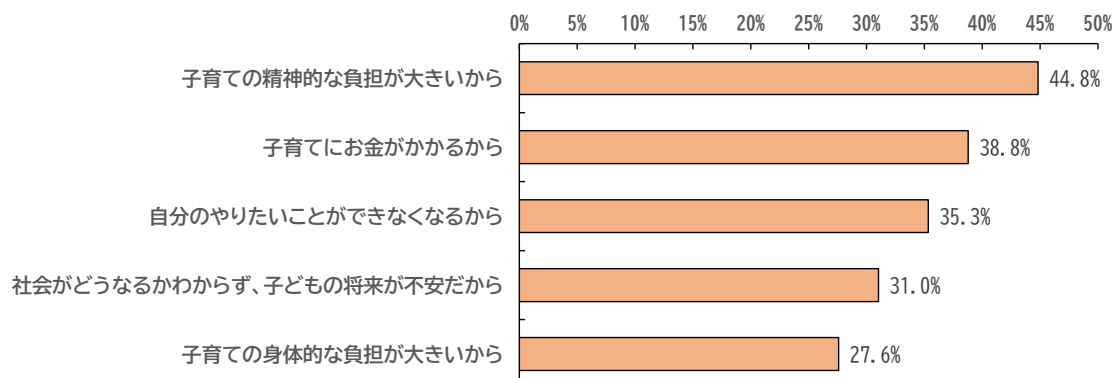
④子どもの安全を守る取組み

- ・通学路の安全対策の推進
- ・交通安全や防犯、防災に関する講座等の実施 など

【関連データ等】

○子どもがほしいと思わない理由(青年等(18～39 歳))(3つまで選択可)

※上位5つを抜粋



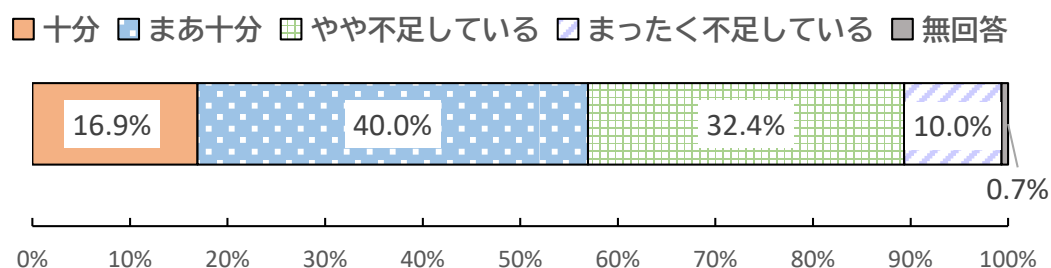
(参照:令和5年度 福岡市青少年の意識と行動調査)

○母親・父親の1週間の家事・育児時間の平均(乳幼児の保護者)

		H30 年度調査	R 5 年度調査
家事時間	母親	26 時間 31 分	28 時間 21 分
	父親	3 時間 53 分	6 時間 47 分
育児時間	母親	37 時間 47 分	44 時間 43 分
	父親	11 時間 17 分	16 時間 29 分

(参照:令和5年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

○子どもと過ごす時間の評価(平日)(小学生の保護者)



(参照:令和5年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

目標 **2** 安心して生み育てられる環境づくり

施策3 妊娠前からの支援と親子の心と体の健康づくり

【第5次計画における主な取り組み】

- 30歳を迎える女性を対象に、健康や将来の生活を考えるきっかけづくりとして、医療機関での検査及び説明にかかる費用を助成するプレコンセプションケア推進事業を実施した。また、子どもを望む夫婦に対する不育症の検査・治療費の助成や不妊・不育専門相談センターでの相談支援を実施した。
- 妊産婦や乳幼児に対する健康診査を実施し、妊婦健診の助成拡充や乳幼児健診のデジタル化に取り組んだ。
- 妊娠・出産期から子育て期間で切れ目なく支援するため、産前・産後サポートを拡充したほか、妊娠・出産時の経済的支援と伴走型相談支援を行う出産・子育て応援事業、0～2歳の子育て家庭を見守りながら定期的に育児用品等を届けるおむつと安心定期便を開始した。

【現状と課題】

- ◆ 子育て中の保護者がほしいと思う子どもの数と実際に予定する数にギャップがあり、その理由として年齢的な理由を挙げる声が多い。
- ◆ 不妊に悩む人などから、もっと早い段階で妊娠や出産についての正しい知識を得たかったという声があり、プレコンセプションケア推進事業におけるクーポン利用率は、徐々に上昇している。早い時期から自身の健康に関心が持てるようプレコンセプションケアの更なる周知が必要である。
- ◆ 産後ケアの利用が増加しており、更なる受け皿の確保が求められている。

【施策の方向性】

①プレコンセプションケアの推進

- ・男女ともに早期から妊娠・出産・育児について考える機会の提供 など

②不妊・不育に対する相談支援

- ・不妊・不育専門相談センターにおける相談支援
- ・不育症の検査・治療費助成 など

③産前・産後の支援

- ・妊娠期から子育て期までの伴走型支援や切れ目のない支援の実施
- ・支援を必要とする人が必要なときに受けられる体制の構築 など

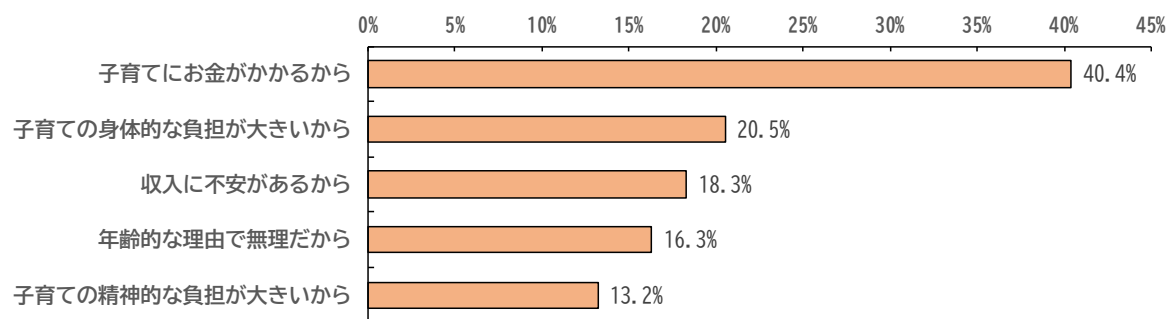
④健康づくりと小児医療の推進

- ・妊産婦や乳幼児の健康診査費用の助成
- ・小児医療の充実 など

【関連データ等】

○理想より実際の子どもの人数が少ない理由(乳幼児保護者)(2つまで選択可)

※上位5つを抜粋



(参照:令和5年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

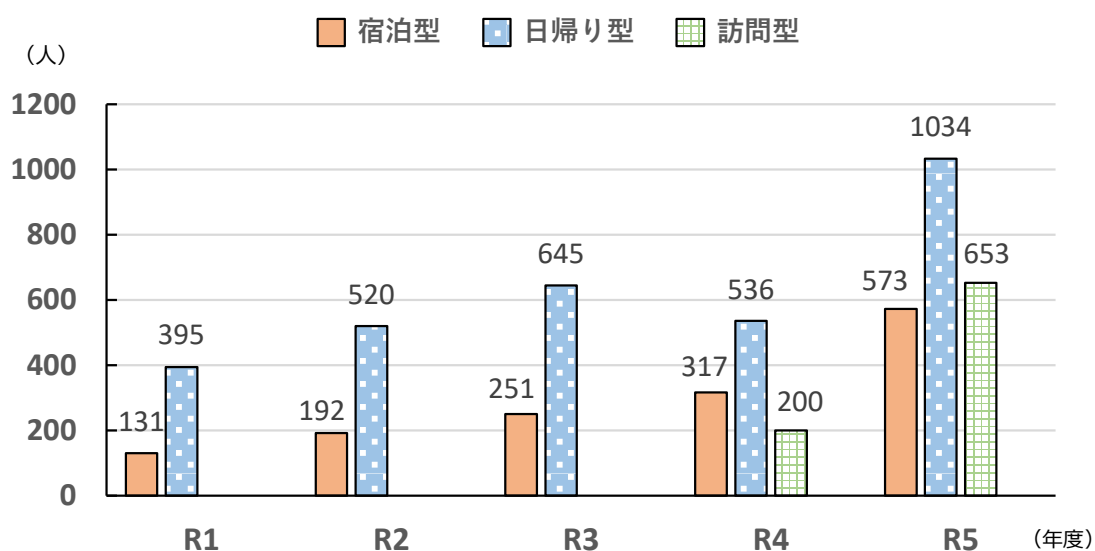
○平均初産年齢の推移

(単位: 歳)

	H22 年	H27 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年
福岡市	30.3	30.9	31.1	31.2	31.2
全国	29.9	30.7	30.7	30.9	30.9

(参照:厚生労働省「人口動態調査」)

○産後ケア事業の利用者数の推移(実利用人数)



※訪問型は、令和4年7月より開始

(福岡市こども未来局調べ)

施策4 幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応

【第5次計画における主な取り組み】

- 保育所の整備等により保育の受け皿を確保し、待機児童ゼロ(2024(令和6)年4月時点)を達成した。
- 保育士に対する奨学金の返済支援や家賃助成を実施し、保育人材の確保を支援するとともに、保育所等における保育支援者の配置や ICT 化にかかる費用を助成し、児童の安全確保や保育士の負担軽減に取り組んだ。
- 延長保育、休日や夜間の保育、一時預かり、病児・病後児デイケアのほか、障がいのある児童や医療的ケア児の受入れを行うなど、多様な保育ニーズへの対応に取り組んだ。
- 集団生活による子どもの健やかな成長を促すとともに、保護者の育児負担の軽減や孤立感の解消を図るため、保護者の就労の有無に関わらず保育所等を定期的にご利用できるこども誰でも通園制度について、利用時間を国基準より大幅に拡充した「福岡市型」として試行実施した。

【現状と課題】

- ◆ 保育需要の地域的な偏りが生じており、入所保留児童が生じている一方で、空きのある施設もある。
- ◆ 様々な保育ニーズへの対応に加え、国による保育士配置基準の改善もあり、全国的に保育人材が不足している。
- ◆ 病児・病後児デイケアの利用が増加しており、更なる受け皿の確保が求められている。

【施策の方向性】

①教育・保育の提供

- ・きめ細かな入所調整
- ・保育需要に応じた受け皿確保 など

②保育人材の確保

- ・保育士の処遇改善や働きやすい環境づくり
- ・保育士への就職支援
- ・潜在保育士の再就職支援 など

③多様なニーズへの対応

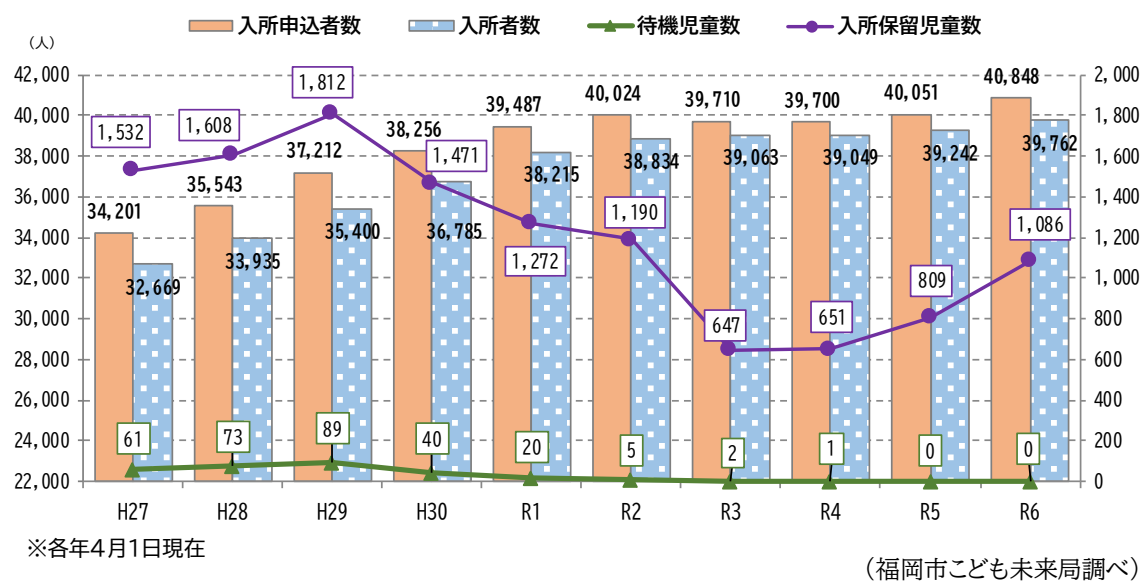
- ・延長保育や休日・夜間保育、一時預かり、病児・病後児デイケアなど保護者の様々なニーズへの対応
- ・こども誰でも通園制度の実施
- ・障がい児や医療的ケア児の受入れ促進 など

④教育・保育の質の向上

- ・教育・保育に携わる職員の人材育成
- ・施設間の連携や好事例の横展開 など

【関連データ等】

○保育需要の推移



○病児・病後児デイケア事業の利用者数の推移(延べ人数)

(単位：人)

R元年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
29,634	11,686	19,805	21,740	36,866

(福岡市こども未来局調べ)

○特別支援保育事業の利用児童数

(単位：人)

R元年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
672	797	949	1,056	1,218

(福岡市こども未来局調べ)

施策5 相談支援体制と情報提供の充実

【第5次計画における主な取り組み】

- 身近な地域において、乳幼児親子が気軽に集える子育て交流サロンの開設・運営支援などを実施。
- 子どもプラザに順次子育て支援コンシェルジュを配置し相談機能を充実させたほか、子どもや子育て家庭が気軽に立ち寄れる身近な場所で相談に応じ、助言や情報提供を行う「地域子育て相談窓口」を子どもプラザなどに開設。
- 子育て支援サービスや、団体・サークル、イベントに関する情報等について、市ホームページ「ふくおか・子ども情報」や SNS、子育て情報ガイド、市政だよりなど、様々な媒体を活用して情報提供を実施。

【現状と課題】

- ◆ 地域関係の希薄化や、コロナ下での交流機会の不足もあり、子育てに不安や負担を感じる保護者が増加している。
- ◆ 子育てに関して悩んでいることは、しつけや食事・栄養、病気や発育・発達、性格、教育など様々であり、赤ちゃんに触れる機会がないまま親になった世代が、様々な不安や悩みを抱えていると考えられる。
- ◆ 悩みを抱えたときにどこに相談すれば良いか分からない、市がどのような支援を行っているか分かりづらいという声がある。

【施策の方向性】

①身近な相談窓口や交流・学びの場の充実

- ・気軽に立ち寄れる場所やオンラインなど、様々な相談機能を充実
- ・子どもプラザや子育て交流サロンなど地域における交流・学びの場を充実 など

②乳幼児親子を支える人材の育成とネットワークづくり

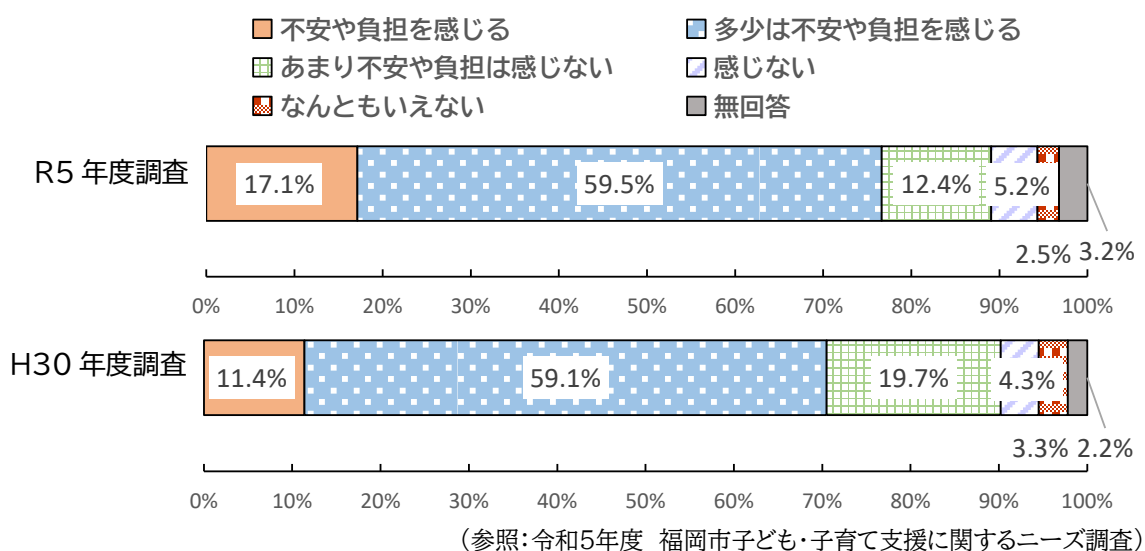
- ・子育て交流サロンなど地域の子育てを支える子育てサポーターの養成
- ・地域の中での子育ての相互援助活動の推進 など

③情報提供の充実

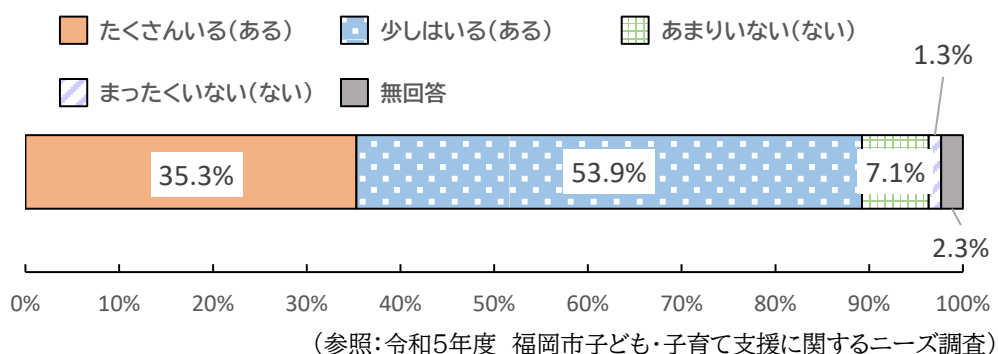
- ・子育て情報ガイドや市ホームページ、市政だより、SNS など多様な媒体を活用した情報発信
- ・SNS 等によるプッシュ型情報提供 など

【関連データ等】

○子育てに対する不安や負担(乳幼児の保護者)

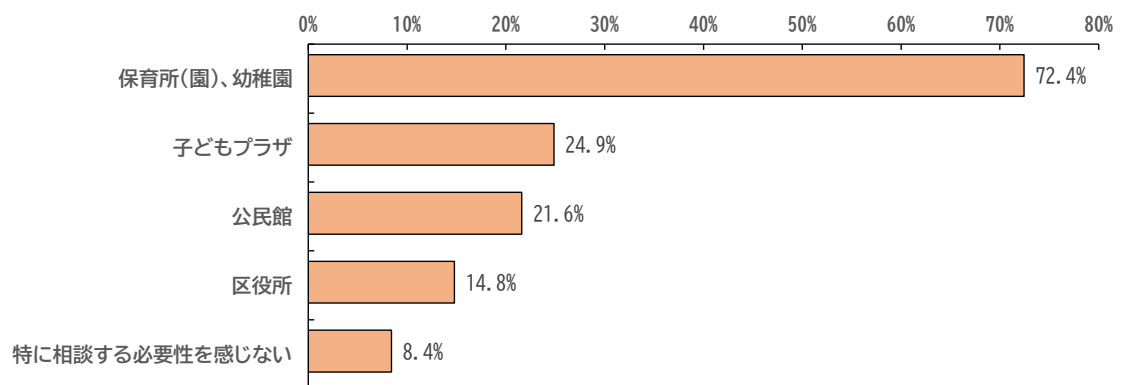


○子育ての相談相手の有無(乳幼児の保護者)



○子育て相談で立ち寄りやすい身近な場所(乳幼児の保護者)

(あてはまるものすべて選択) ※上位5つを抜粋



目標 3**子ども・若者が自分らしく健やかに成長できる環境づくり****施策6 子どもの様々な学び・体験機会の提供****【第5次計画における主な取り組み】**

- 子どもの自主性・人間性等を育む多様な体験・交流の機会を充実させるため、アジア太平洋こども会議・イン福岡による国際交流を支援したほか、科学館や青少年施設、美術館、博物館、図書館等における様々な体験機会を提供した。
- 子どもの自己形成や社会的自立に向けた取り組みとして、職場体験学習やアントレプレナーシップ教育、ミニふくおかなどを実施した。
- 子どもの健やかな心身を育むため、学校等における食育に取り組んだほか、メディアリテラシーの育成や薬物乱用防止に関する啓発を行った。

【現状と課題】

- ◆ 国の調査における「将来の夢や目標を持っているか」へ肯定的な回答をした割合は、福岡市内では小学生で約8割、中学生で約7割となっているが、コロナ禍を契機に低下している。一方で、子どもたちから、様々な体験機会の充実を求める声がある。
- ◆ 市の調査によると、子どもの地域活動やボランティア活動等への参加経験が減少している。また、約半数の子どもが地域活動等へ参加したいと回答しているが、その割合は減少傾向にある。

【施策の方向性】**①自己形成や社会的自立に向けた取り組み**

- ・チャレンジマインドの育成や職業体験の充実など、将来の夢や目標につながる体験機会の提供
- ・生命の尊さや正しい性知識などに関する学習機会の提供
- ・公民館等における、保護者等を対象とした家庭教育に関する学習機会の提供 など

②様々な体験機会の充実

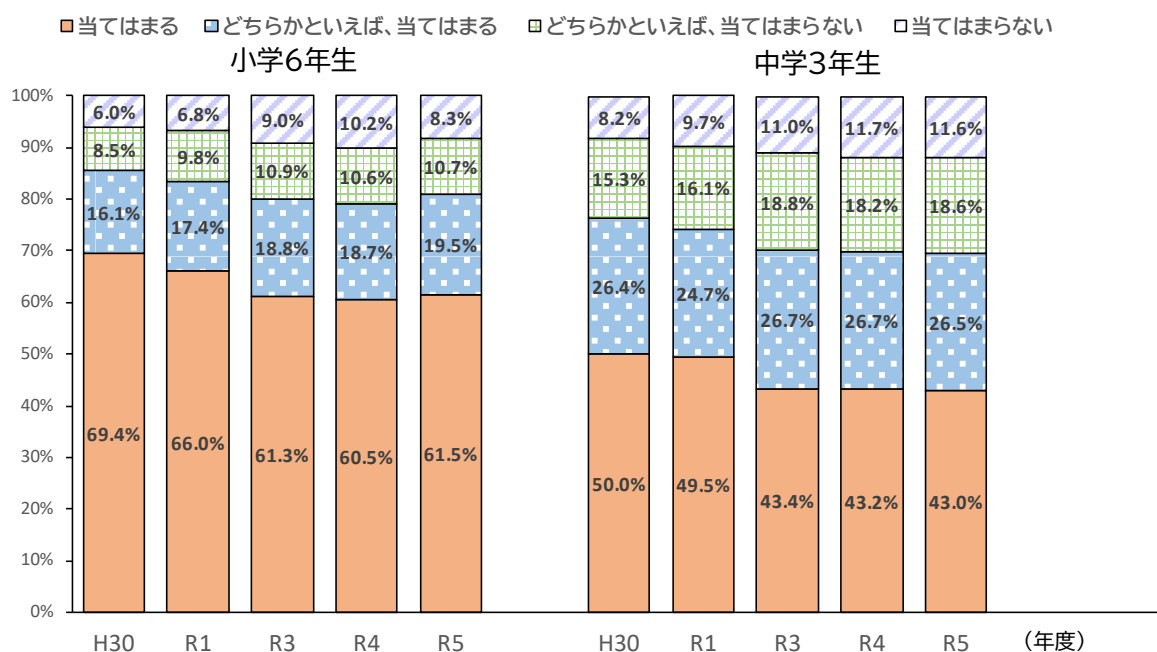
- ・文化芸術やスポーツ、科学、社会貢献、国際交流など、子どもの主体性や創造性を育む多様な体験機会の提供 など

③健やかな心身の育成

- ・食育の推進
- ・インターネットやSNS等の適切な使用に向けた教育
- ・薬物乱用防止などに関する啓発 など

【関連データ等】

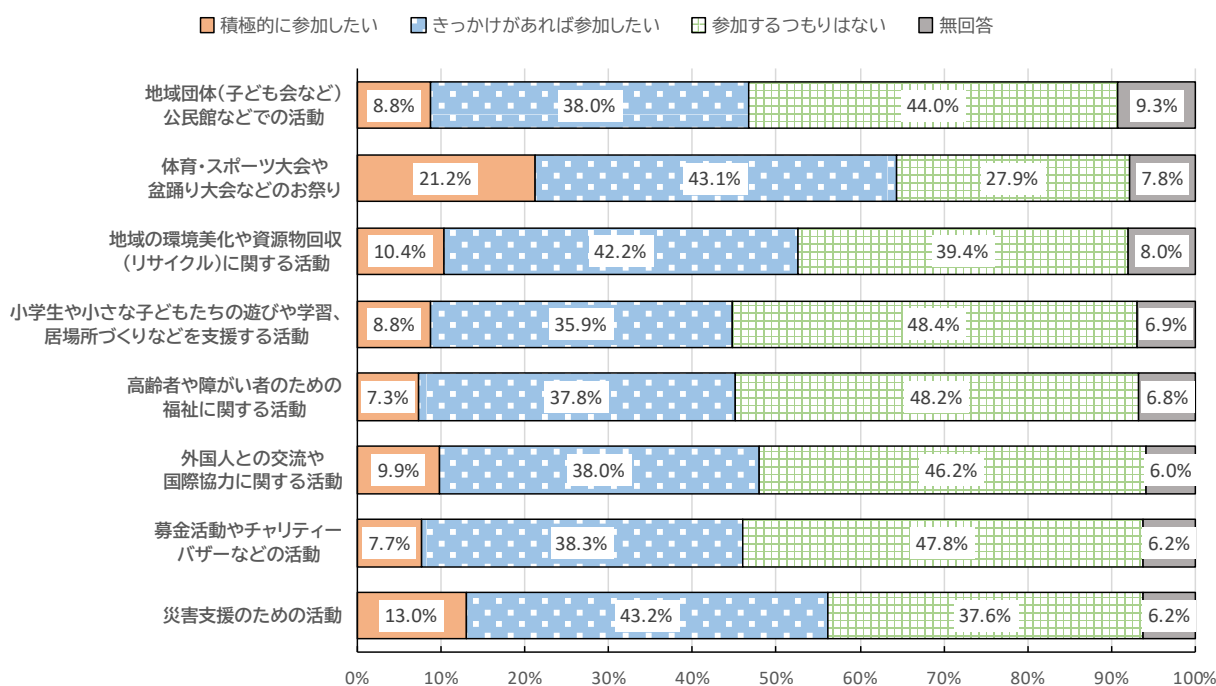
○将来の夢や目標を持っているか(小学6年生及び中学3年生)



※R2は、新型コロナウイルス感染症の影響により調査中止

(参照:文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

○地域での活動等に関する今後の参加意向(中高生等本人)



(参照:令和5年度 福岡市青少年の意識と行動調査)

施策7 子ども・若者が安心して過ごせる場づくり

【第5次計画における主な取り組み】

- 放課後等における居場所として、放課後児童クラブを運営し、環境整備等を行ったほか、わいわい広場の実施校数を拡大した。
- 子どもたちへの温かい食事の提供に加えて、調理や学習支援、昔遊びなどの居場所づくり活動を行う NPO やボランティア団体等を支援した。
- 中高生等が気軽に立ち寄り、自由に過ごすことができる居場所を提供するとともに、地域における居場所づくりに対する支援を強化した。
- 中央児童会館(あいくる)にて遊び・体験・交流の場を提供したほか、身近な公園の整備など安全に安心して活動できる場や機会を確保・提供した。
- 家庭、学校、地域、関係機関等と連携し、非行防止活動や健全育成事業を推進した。

【現状と課題】

- ◆ 共働き世帯の増加により、放課後児童クラブの需要が更に高まっている。
- ◆ 市の調査では、子どもを健全に育むために特に必要なこととして、「子どもたちがのびのびと遊べる施設や場所の充実」や「子どもたちが安心して過ごせる場所の充実」を求める保護者の声が多いほか、地域の子育て環境として、雨の日や猛暑日に利用できる屋内の遊び・活動の場を求める声が多い。

【施策の方向性】

①放課後等における居場所の充実

- ・放課後児童クラブの運営や環境整備、わいわい広場の実施
- ・子ども食堂への支援 など

②中高生の居場所の充実

- ・中高生等が気軽に立ち寄り、自由に過ごせる居場所づくりの支援 など

③遊び・活動の場づくり

- ・遊び・体験・交流の場の提供、様々なイベント等の実施
- ・安全・安心に楽しく遊べる公園等の場づくり など

④非行防止・健全育成活動の推進

- ・家庭や学校、地域コミュニティ等と連携した非行防止活動の実施
- ・公民館等で行う子どもの健全育成事業の推進
- ・携帯電話販売代理店やコンビニエンスストア等への立入調査等、有害環境への対応 など

【関連データ等】

○放課後児童クラブの入会児童数の推移

(単位：人)

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
16,880	18,065	17,084	17,492	18,134

(福岡市教育委員会調べ)

○あいくるの延べ利用者数の推移

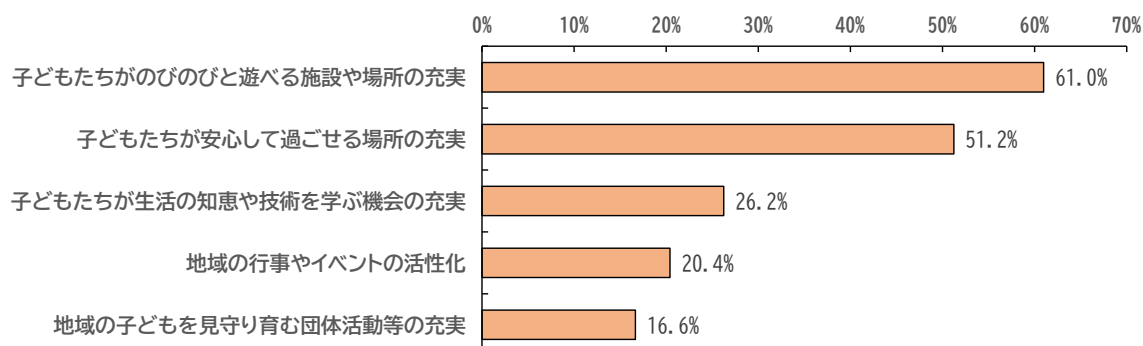
(単位：人)

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
133,959	56,741	60,834	98,606	133,311

(福岡市こども未来局調べ)

○地域で子どもを健全に育むために特に必要だと思うこと(小学生の保護者)

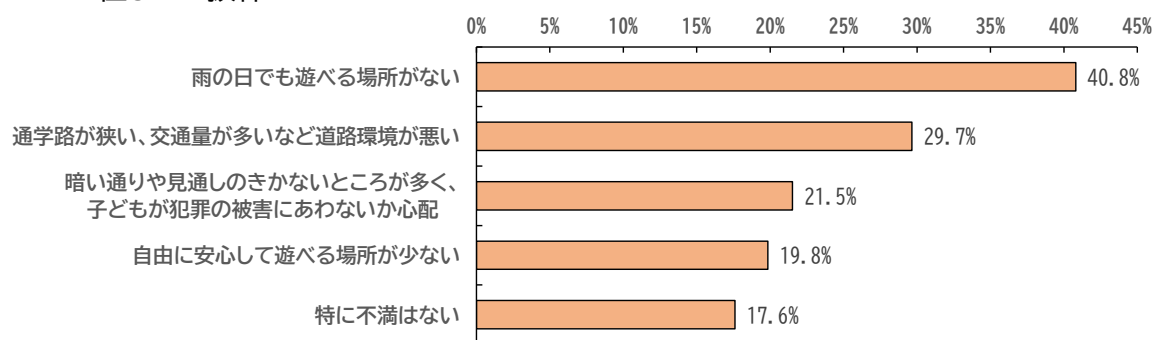
(3つまで選択可) ※上位5つを抜粋



(参照：令和5年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

○居住地の子育て環境で不満なこと(小学生の保護者)(3つまで選択可)

※上位5つを抜粋



(参照：令和5年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

施策8 悩みや問題を抱える子ども・若者の支援

【第5次計画における主な取り組み】

- 若者支援地域協議会を設置するとともに、若者総合相談センター(ユースサポート hub)を開設し、悩みを抱える若者や家族等に対し、行政機関や民間支援団体と連携したサポートを実施した。
- ひきこもりや非行など社会生活を営む上で困難な状況にある子ども・若者の支援を行うため、立ち直りのための子ども・若者活躍の場プロジェクトやひきこもり地域支援センターによる相談対応及び思春期訪問相談員の派遣による支援を実施した。
- 登校支援が必要な児童生徒に対応する教育相談コーディネーターをすべての中学校校区に配置したほか、様々な悩みや問題の相談支援を行うスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充した。

【現状と課題】

- ◆ SNS等のオンライン上のコミュニケーションが増加し、子ども・若者の人間関係や悩みなどが周囲から見えにくくなっている。また、核家族化や共働きの増加、地域関係の希薄化などにより、身近な人からのサポートを受けにくくなっている。
- ◆ 教育相談アンケートや面談の充実等により、いじめの認知件数が増加している。SNS等オンラインでのいじめも発生している。
- ◆ コロナ下における生活環境の変化等により、不登校児童生徒数が増加している。不登校の要因や背景、支援ニーズが多様化するとともに、多様な学びの場を求める声が高まっている。

【施策の方向性】

①総合的な支援・連携体制の強化

- ・子ども・若者が悩みや困難を抱えたときに相談できる総合的な相談窓口の提供
- ・関係機関や民間団体、地域等との連携による切れ目のない支援やアウトリーチ型支援 など

②いじめの防止・対応

- ・いじめの未然防止
- ・積極的な認知、早期の組織的対応、関係機関等との連携 など

③不登校の児童生徒の支援

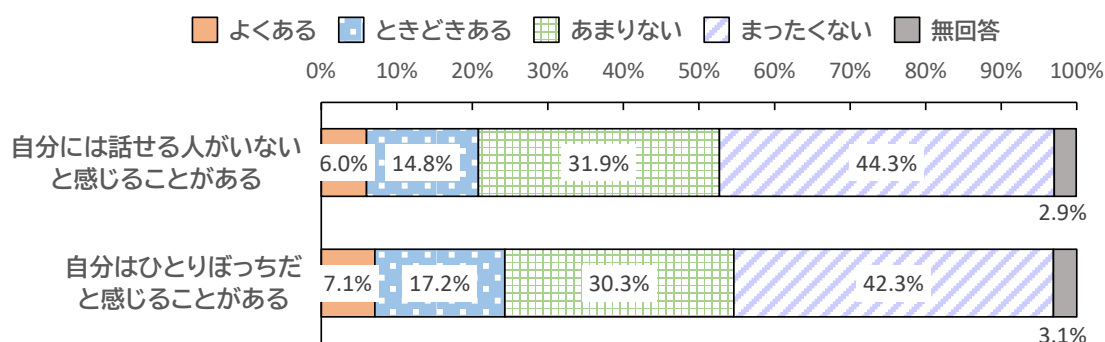
- ・教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどによる一人ひとりの状況に応じたサポート
- ・教育支援センターや学びの多様化学校などの多様な学びの場の確保やフリースクールとの連携 など

④ひきこもり・無業の状態にある若者等の社会参加、自立・就労の支援

- ・相談・訪問支援、社会参加や自立に向けた支援 など

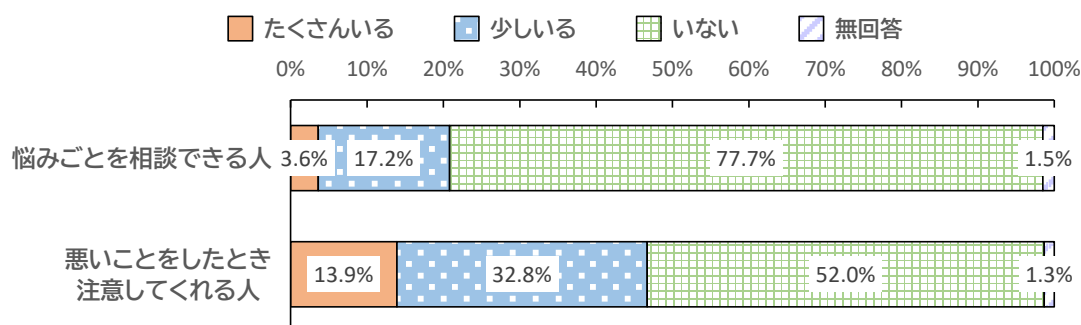
【関連データ等】

○日頃の気持ち(中高生等本人)



(参照:令和5年度 福岡市青少年の意識と行動調査)

○近所の大人との関わり



(参照:令和5年度 福岡市青少年の意識と行動調査)

○いじめの認知件数の推移

(単位: 件)

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
小学校	1,163	1,896	1,819	2,328	3,026
中学校	311	736	319	408	533

(福岡市教育委員会調べ)

※いじめの定義(いじめ防止対策推進法)

児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

○不登校児童生徒数の推移

(単位: 人)

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
小学校	522	871	1,059	1,480	1,997
中学校	1,292	1,634	1,660	2,055	2,403

(福岡市教育委員会調べ)

※不登校児童生徒の定義(文部科学省調査)

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

目標 4**一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり****施策9 障がいのある子どもや発達が気になる子どもの支援****【第5次計画における主な取り組み】**

- 療育センター等において相談・診断・療育を実施した。また、新規受診児数の増加に対応するため、療育センター等の体制を強化するとともに、運用の改善を行った。更に南部療育センターの整備や児童発達支援センターの増設、児童発達支援事業所の設置促進などに取り組んだ。
- 発達障がい者支援センターにおいて、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を実施した。
- 障がい児福祉サービスの利用者負担について、2024(令和6)年1月より未就学児は無料、学齢児は月額上限を3,000円に軽減した。
- 自閉症・情緒障がい特別支援学級の増級や特別支援学校高等部の新設、学校生活支援員の配置拡充など、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育に取り組んだ。
- 関係団体等と連携し、障がいのある生徒の自立や社会参加、就労等を支援した。

【現状と課題】

- ◆ 発達障がいへの社会的理解の広がり等により、療育センター等における新規受診児数が更に増加し続けており、診断やサービスの開始までに時間を要している。2025(令和7)年4月に開所する南部療育センターの効果等を踏まえながら、更なる対策の必要性等について検討していく必要がある。
- ◆ 共働き世帯の増加や発達障がい児の増加等により、保育所等を利用しながら療育を受けたいというニーズや、居住校区の学校で必要な支援を受けながら教育を受けたい等のニーズが高まっている。
- ◆ 医療と福祉と教育の連携など、切れ目のない支援が求められている。

【施策の方向性】**①早期発見と療育・支援体制の充実**

- ・障がいの早期発見・早期支援に向けた相談支援体制の充実
- ・情報提供の充実 など

②特別支援教育の推進

- ・一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援やインクルーシブ教育の推進 など

③放課後等における支援の充実

- ・放課後等デイサービスの質の向上 など

④発達障がい児の支援

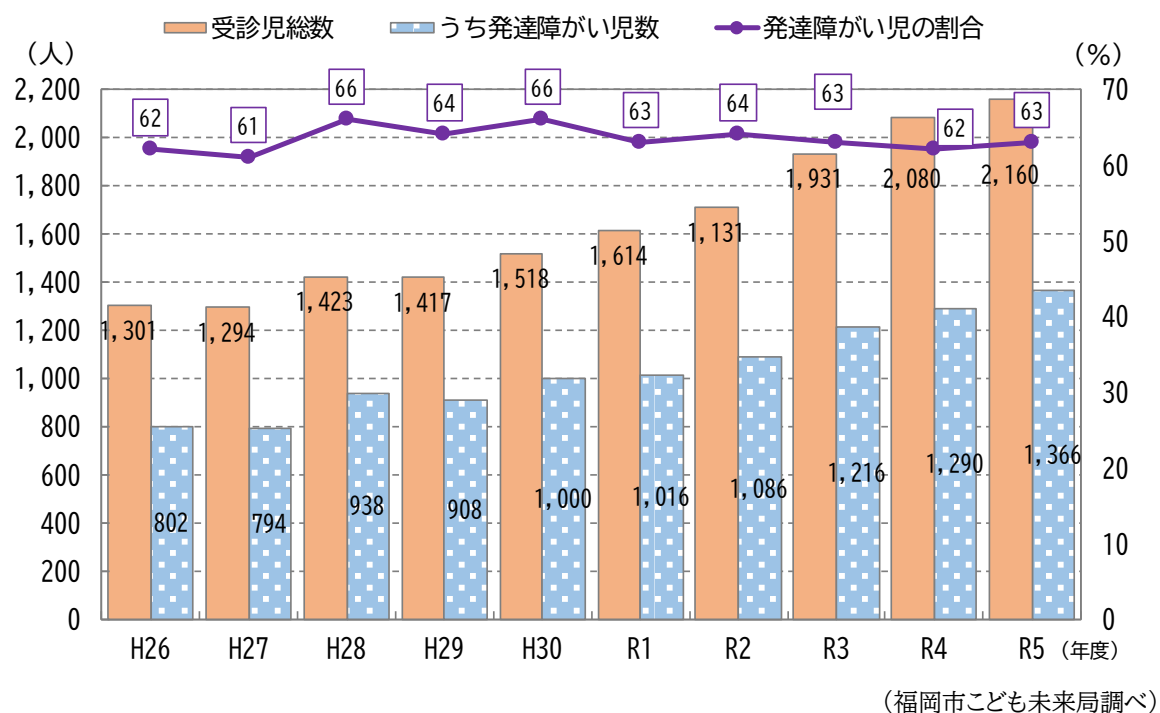
- ・発達障がい者支援センターにおける乳幼児期から成人期までの一貫した支援 など

⑤自立や社会参加に向けた支援

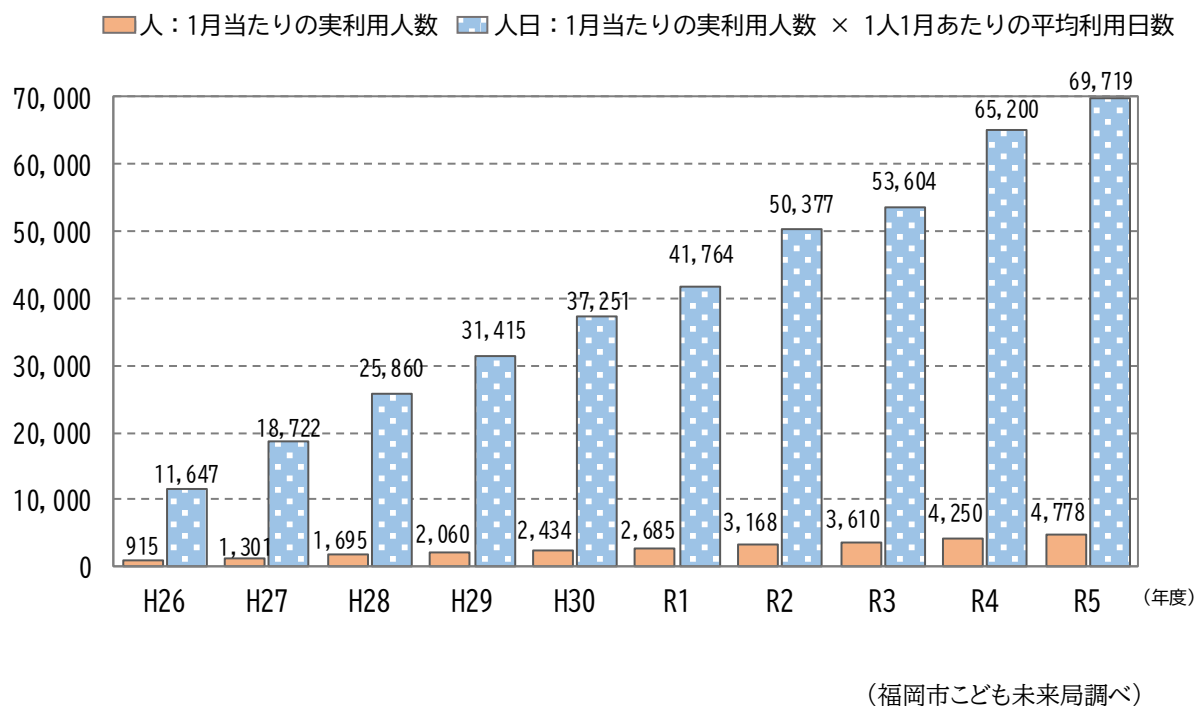
- ・地域との交流促進や地域で暮らしやすい環境づくり
- ・個々の特性を踏まえた効果的な就労支援 など

【関連データ等】

○療育センター等における新規受診児数の推移



○放課後等デイサービスの利用実績の推移



施策 10 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

【第5次計画における主な取り組み】

- 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、関係機関の連携強化に取り組むとともに、アウトリーチ（訪問型）の専門相談、育児・家事支援、見守り支援を実施した。
- 多様な手法により、児童虐待防止や児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の啓発に取り組んだ。
- 産前・産後母子支援センター「こももティエ」を開設し、様々な事情を抱える特定妊婦等に対し、妊娠期から出産後までの継続的・総合的な支援を実施したほか、育児不安や育児疲れの軽減に有効なショートステイの受け皿を拡大した。
- 社会的養護体制について、里親委託の推進や施設のケア単位の小規模化、多機能化を行ったほか、児童心理治療施設を開設した。

【現状と課題】

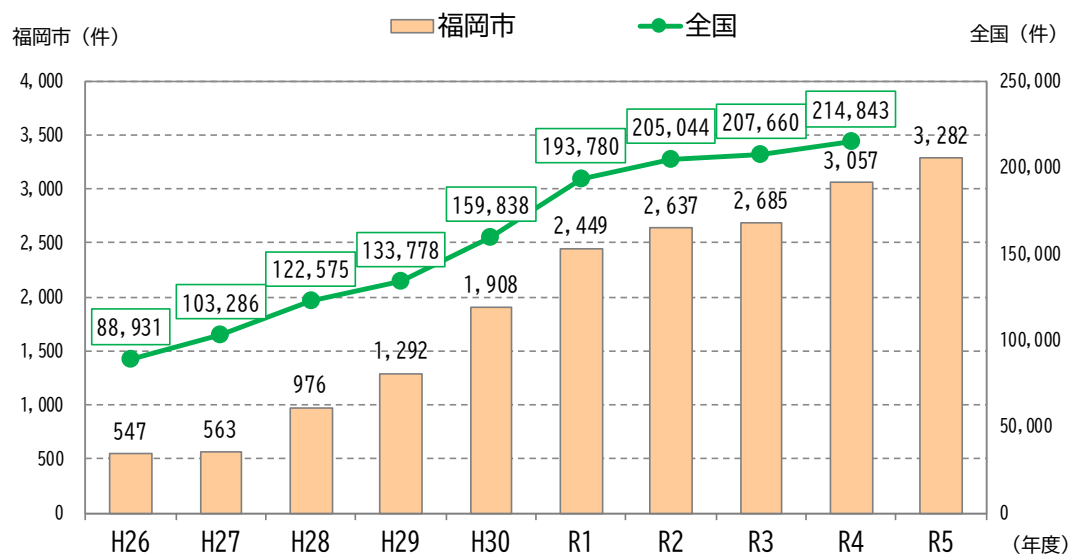
- ◆ 「子育て家庭を社会全体で支え、子どもを虐待から守る条例」に基づき、「子どもに優しい都市福岡」の実現を目指し、市や関係機関、地域住民が一丸となって、児童虐待を未然に防ぐ様々な取り組みを推進する必要がある。
- ◆ 相談チャンネルの増加や社会的意識の高まりなどにより、児童虐待に関する相談・通告が増加し続けている一方、保護者が悩み等を抱えたときの相談先が分からない、気軽に相談しづらいとの声もあり、分かりやすく気軽に利用できる相談先が求められている。
- ◆ 社会的養護について、里親養育の包括的な支援や、施設等入所児童及び社会的養護経験者等の自立支援の充実が求められている。

【施策の方向性】

- ①アウトリーチ型支援・在宅支援等の充実
 - ・支援を要する家庭に対する訪問支援や育児・家事援助等のアウトリーチ型支援の実施
 - ・育児疲れ等へのレスパイトケア など
- ②身近な相談支援体制の充実
 - ・保護者が気軽に相談できる身近な相談窓口の充実 など
- ③関係機関の連携強化
 - ・児童相談所や区役所、地域、学校、医療機関、NPO 等の連携による支援体制の構築 など
- ④親子関係再構築支援
 - ・施設等入所児童の早期家庭復帰と虐待の再発防止に向けた家庭の養育機能の回復、親子間の関係調整 など
- ⑤里親養育の推進
 - ・里親支援センターによるリクルートから委託解除後までの包括的な支援の実施 など
- ⑥養子縁組の推進・支援
 - ・家庭復帰が困難な施設入所児童等の養子縁組への移行支援から養子縁組後までの支援の実施 など
- ⑦自立支援の充実
 - ・施設等入所児童や社会的養護経験者等に対する里親、施設、民間支援団体と連携した自立支援の実施 など

【関連データ等】

○児童相談所の児童虐待相談対応件数の推移



(福岡市こども未来局調べ)

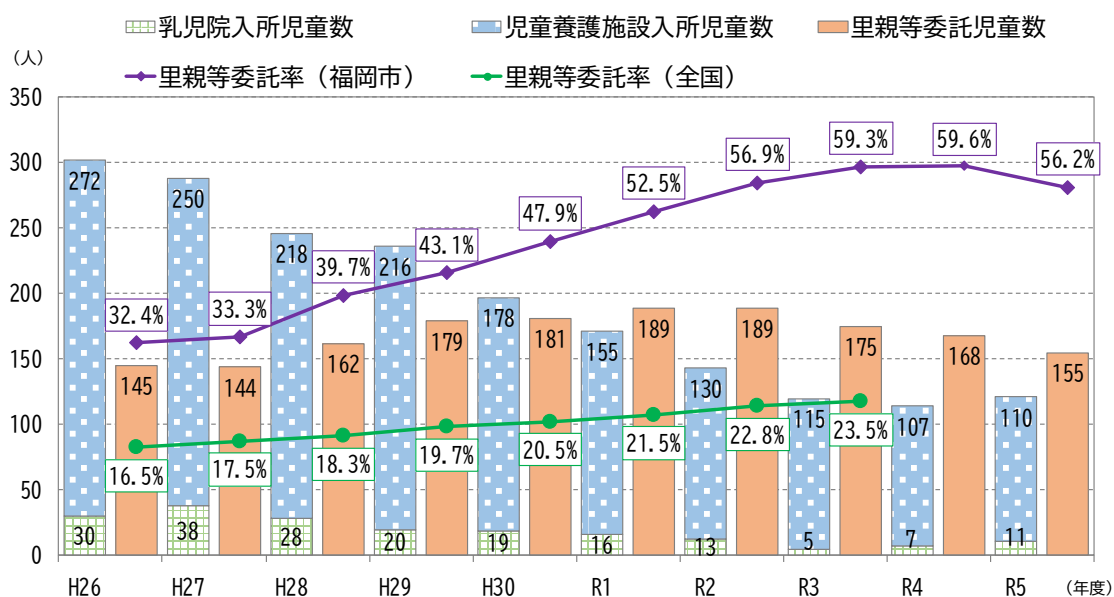
○子どもショートステイ延べ利用日数の推移

(単位：日)

R元年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
2,719	3,881	5,550	6,851	8,548

(福岡市こども未来局調べ)

○里親等委託児童数・施設入所児童数・里親等委託率の推移



※里親等委託率 = 措置された児童のうち、里親及びファミリーホームに委託された児童の割合

(福岡市こども未来局調べ)

施策 11 ひとり親家庭など様々な環境で育つ子どもの支援

【第5次計画における主な取り組み】

- ひとり親家庭の就業や自立に向け、ひとり親家庭支援センターにおいて就業相談や自立支援プログラム策定事業、養育費確保支援事業を実施するとともに、高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡大や多子加算の追加などを実施。
また、ひとり親家庭への支援について適切に情報を届けることができるよう、新たにポータルサイトをつくり、情報発信を強化した。
- ヤングケアラーの支援のため、相談窓口を設置し、コーディネーターによる相談支援やヘルパー派遣を実施した。
- 日本語指導が必要な児童生徒が、いち早く日本の学校生活になじみ、日本語での学習に取り組めるようになることを目的として、日本語指導等のサポートを実施した。

【現状と課題】

- ◆ 市の調査では、母子家庭の就業率は向上しており、最も多い就労形態は正社員であるが、依然として厳しい経済状況にあり、引き続き経済的支援や就業、自立支援が必要である。
- ◆ また、ひとり親家庭は他の世帯分類と比べ、「子どもと一緒に過ごす時間が不足している」と感じている割合が高く、仕事と子育ての両立支援が求められている。
- ◆ 家族の日常生活の世話等を行っている子どもや外国にルーツを持つ子ども、性的マイノリティの子どもが、悩みや困難を抱えている場合がある。

【施策の方向性】

①ひとり親家庭の生活支援

- ・日常生活の支援
- ・仕事と子育ての両立支援 など

②ひとり親家庭の就業・自立支援

- ・ひとり親支援センターにおける相談から就業までの一貫した支援
- ・就業に有利な資格の取得や能力開発等の支援 など

③ヤングケアラー支援

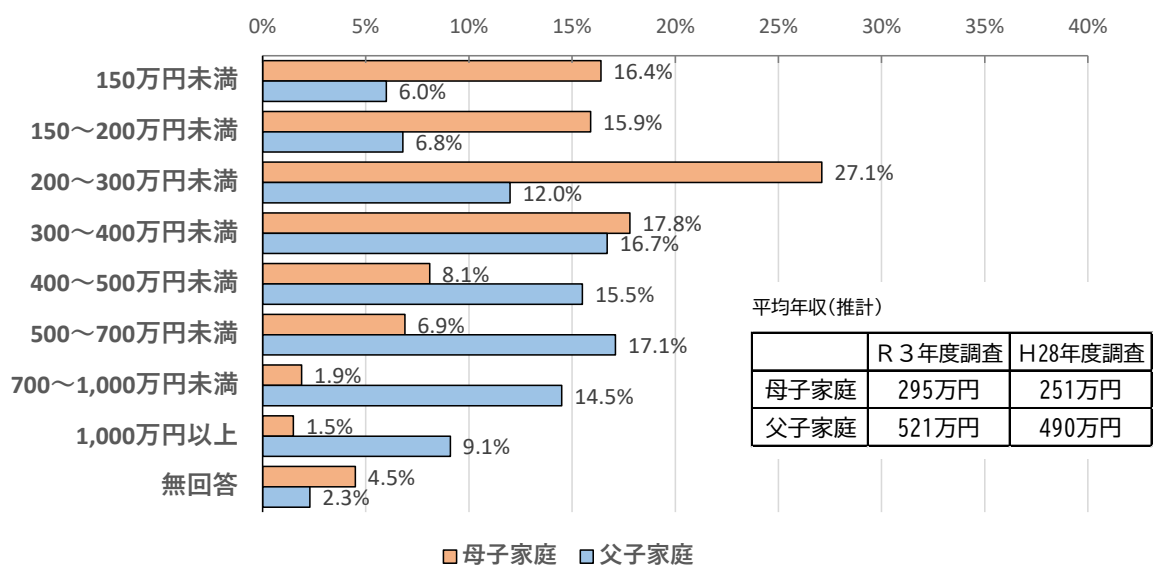
- ・相談窓口の支援体制の充実・強化や関係機関とのネットワーク構築 など

④外国にルーツを持つ子どもや性的マイノリティの子どもの支援

- ・学校やこども総合相談センター等の関係機関が連携した相談対応
- ・すべての子どもが互いの違いを認め、尊重し合う環境づくり など

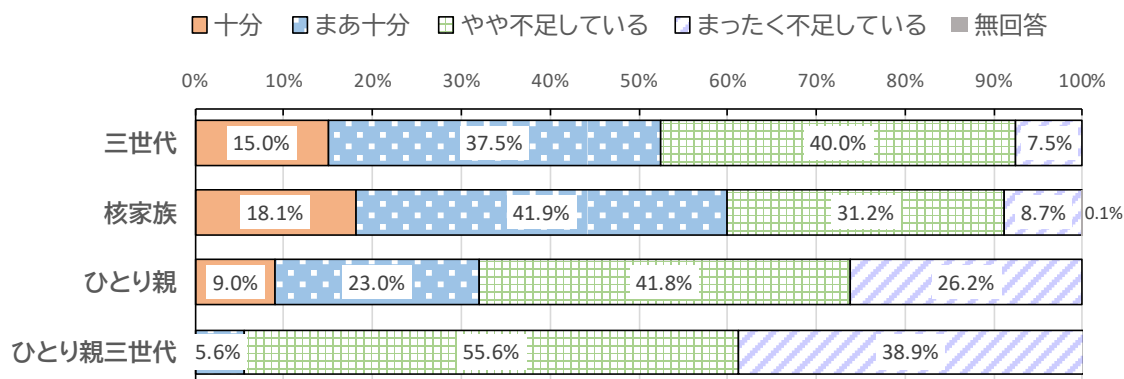
【関連データ等】

○ひとり親家庭の世帯の年間税込み収入



(参照: 令和3年度 福岡市ひとり親家庭実態調査)

○子どもと過ごす時間の評価(平日) (小学生の保護者)



(参照: 令和5年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

○市立小・中学校における外国籍の児童生徒数(各年度5月1日時点)

(単位: 人)

R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
1,021	1,154	1,284	1,315	1,505

(福岡市教育委員会調べ)

施策 12 子どもの貧困対策の推進

【第5次計画における主な取り組み】

- 学校において、教育と福祉の両面から児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカーの配置拡充や、学習習慣の定着を図る放課後補充学習の拡充などを実施した。
- 生活保護・生活困窮の子どもがいる世帯に対し、訪問型の相談・学習支援を実施したほか、生活困窮者の相談窓口である生活自立支援センターの体制強化などを行った。
- 子どもたちへの食事の提供と居場所づくり活動を行う民間団体に対し、補助金の交付や立上げ・運営支援を実施するとともに、支援の拡充などを行った。
- ひとり親家庭の自立に向けて、ひとり親家庭支援センターにおいて就業支援を行ったほか、親の資格取得や職業訓練に関する給付金の拡充などを行った。（施策 11 再掲）
- 経済的な事情を抱える子育て家庭に対し、各種助成、給付、貸付、減免などを行った。

【現状と課題】

- ◆ 市の調査によると、収入が低い世帯やひとり親世帯ほど、子どもの生活環境が安定しない、学習が遅れがち、体験機会が少ないなどの傾向が見られるほか、相談相手がいない、情報の入手先が分からないなどの回答も多く、孤独・孤立化の傾向も伺える。
- ◆ 子どもの貧困対策を総合的に推進するとともに、支援を着実に届けられるよう、情報提供の充実や、地域や関係機関との連携強化等に取り組む必要がある。

【施策の方向性】

①子どもの貧困対策の総合的な推進

- ・関係局の密な情報共有と相互連携のもと、貧困対策を総合的に推進
- ・妊娠・出産期から切れ目なく、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等を実施 など

②学習支援の推進

- ・子どもや家庭の状況に応じた学習支援
- ・各種進学支援の充実 など

③体験機会や居場所の充実

- ・食事などを通じた、大人と関わる場や体験機会を得られる居場所づくりの支援 など

④情報提供の充実や関係機関との連携強化

- ・ニーズに沿った情報提供等、支援を利用しやすい環境づくり
- ・地域や関係機関等の連携強化、相談機関やサポート体制の強化・充実 など

【関連データ等】

○子どもの平日の朝食摂取状況(小6/中3、世帯収入別、世帯類型別) (%)

		標 本 数	ほ ぼ 毎 日	週 に 数 回	月 に 数 回	食 め つ な い に	食 ま つ な い に
小学6年生全体		5,652 100.0	5,307 93.9	207 3.7	21 0.4	100 1.8	17 0.3
収入 別	300万円未満	762	85.0	8.9	0.9	4.7	0.4
	300万～600万円未満	1,868	93.5	3.7	0.5	1.8	0.5
	600万円以上	3,022	96.4	2.3	0.1	1.0	0.2
別 類 型 別	ひとり親等	589	83.5	9.7	1.4	4.9	0.5
	ふたり親	5,063	95.1	3.0	0.3	1.4	0.3
中学3年生全体		4,333 100.0	3,860 89.1	251 5.8	34 0.8	158 3.6	30 0.7
収入 別	300万円未満	634	75.6	11.5	1.6	9.9	1.4
	300万～600万円未満	1,449	89.2	5.4	1.0	3.6	0.8
	600万円以上	2,250	92.8	4.4	0.4	1.9	0.4
別 類 型 別	ひとり親等	617	77.0	11.0	1.5	9.2	1.3
	ふたり親	3,716	91.1	4.9	0.7	2.7	0.6

(参照: 令和3年度 福岡市子どもの生活状況等に関する調査)

○子どもの学校などでの勉強の成績(世帯収入別、世帯類型別、子どもの学年別) (%)

		標 本 数	成 績 良 好	良 ま あ ま あ	普 通	遅 や れ て い る	遅 か な り い る	わ か ら な い	無 回 答	良 好	遅 れ て い る
今回調査		9,985 100.0	1,693 17.0	2,915 29.2	3,240 32.4	1,115 11.2	902 9.0	120 1.2	-	4,608 46.2	2,017 20.2
収入 別	300万円未満	1,396	8.6	20.0	32.6	18.1	18.5	2.2	-	28.6	36.6
	300万～600万円未満	3,317	13.3	27.0	34.9	13.0	10.6	1.3	-	40.3	23.6
	600万円以上	5,272	21.5	33.0	30.9	8.2	5.5	0.9	-	54.5	13.7
別 類 型 別	ひとり親等	1,206	9.8	22.1	30.7	17.1	18.8	1.5	-	31.9	35.9
	ふたり親	8,779	17.9	30.2	32.7	10.4	7.7	1.2	-	48.1	18.1
別 学 も 子 年 の ど	小学6年生	5,652	19.3	32.6	34.4	8.4	4.1	1.2	-	51.9	12.5
	中学3年生	4,333	13.8	24.8	29.9	14.8	15.4	1.2	-	38.6	30.2

(参照: 令和3年度 福岡市子どもの生活状況等に関する調査)

○家庭で子どもと行うこと(世帯収入別、世帯累計別、子どもの学年別) (%)

		標 本 数	学 校 の 話 を 聞 く	家 族 旅 行 に 行 く	子 ど も の 勉 強 を み る	す ー 緒 に 遊 ぶ を (体 を 動 か す な ど か)	一 緒 に 料 理 す る	登 野 外 、 活 動 水 浴 な ど 、 山	動 物 園 、 植 物 園 に 行 く	に 美 術 館 、 博 物 館 、 科 学 館	図 書 館 に 行 く	ラ ン ク シ ン グ ラ ム 、 音 楽 な ど に ク	特 に し て い な い
全 体		9,985 100.0	9,509 95.2	6,727 67.4	6,581 65.9	6,481 64.9	5,904 59.1	4,500 45.1	4,118 41.2	3,894 39.0	2,914 29.2	2,044 20.5	144 1.4
収入 別	300万円未満	1,396	90.5	42.5	50.1	54.2	53.3	30.1	34.0	26.4	18.6	14.5	4.6
	300万～600万円未満	3,317	95.0	60.4	63.2	64.3	56.7	41.6	40.5	34.6	25.7	17.2	1.4
	600万円以上	5,272	96.6	78.3	71.8	68.1	62.2	51.2	43.6	45.1	34.2	24.1	0.6
別 類 型 別	ひとり親等	1,206	91.0	47.0	47.2	53.1	54.1	29.0	31.8	27.7	18.9	17.2	4.3
	ふたり親	8,779	95.8	70.2	68.5	66.5	59.8	47.3	42.5	40.6	30.6	20.9	1.0
別 学 も 子 年 の ど	小学6年生	5,652	96.2	72.3	76.5	74.1	66.8	52.4	51.4	46.1	34.5	20.6	0.8
	中学3年生	4,333	94.0	61.0	52.1	52.9	49.1	35.5	28.0	29.7	22.2	20.3	2.2

(参照: 令和3年度 福岡市子どもの生活状況等に関する調査)